

## そ の 他 の 要 請 項 目



## 都市基盤整備等の推進

# 川崎縦貫道路の整備促進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備促進を図ること。
- 2 Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路(東名以南)との調整を含め幅広く検討を進め、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 大師ジャンクション以西の当面の措置の早期実施を図ること。
  - ・ 国道 409 号の先行整備
  - ・ 川崎大師駅前の広場空間を含めた整備
  - ・ 川崎駅周辺の交通円滑化のための整備

## ■ 要請の背景

- 川崎市は、首都圏の拠点都市の一つとして、自立性の高い都市機能の形成や、隣接都市との連携の強化、また首都圏の都市機能を支える広域的な交通基盤や都市拠点の形成などを推進する役割を担っています。
- 川崎縦貫道路は、首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な交通ネットワークの形成及び市内の交通混雑の解消や沿道環境の改善にも寄与する道路として、本市の新総合計画にも位置付けられている重要な道路であります。

## ■ 費用

- Ⅰ期事業（殿町～富士見1丁目 4.4 km）

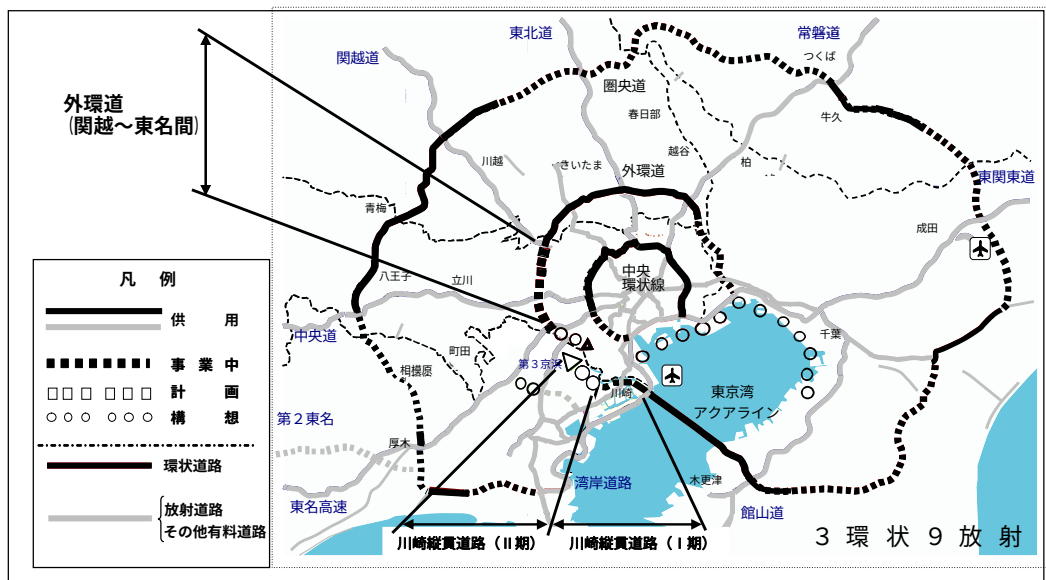
事業費 2,942 億円

※ 事業費のうち、大師JCT～富士見1丁目までの2.4 kmは、工事費を除く用地補償費等

## ■ 効果等

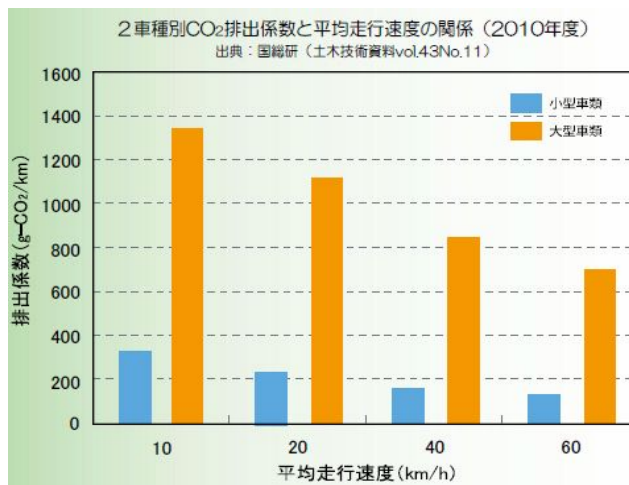
- 都市機能強化、交通混雑解消
- 二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の削減

都市機能強化・交通混雑解消のため、市の骨格道路となる川崎縦貫道路が不可欠



川崎縦貫道路整備により、地球温暖化に起因するCO<sub>2</sub>排出抑制

渋滞が減ればCO<sub>2</sub>排出量が減少



川縦1期の整備効果

- 二酸化炭素CO<sub>2</sub>を年間約7000t削減  
・川崎球場200個分の森林が年間に吸収する量に相当
- 窒素酸化物NO<sub>x</sub>を年間約10t削減  
・電気自動車約2600台におきかわる量に相当
- 浮遊粒子状物質 (SPM) を年間約0.3t削減  
・ペットボトル3000本分に相当

この要請文の担当課／建設緑政局計画部広域道路課 TEL 044-200-2039

# 道路・橋梁整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 道路改修、電線共同溝整備、沿道環境改善等の道路整備事業について財源を十分に措置し、渋滞、環境等多くの問題をかかえる都市部へ重点的に配分すること。

## ■ 要請の背景

- 川崎市は、東京都と横浜市の間に位置し、市域が多摩川に沿って南北に細長いという地理的特性から、臨海部と丘陵部間の結びつきが脆弱であるという縦貫方向の交通軸と、東京へのアクセスに伴う交通渋滞等の横断方向の交通軸の問題を抱えています。
- 主要幹線道路の整備を進めると同時に、生活道路の安全確保及び沿道環境対策の推進が急務となっています。

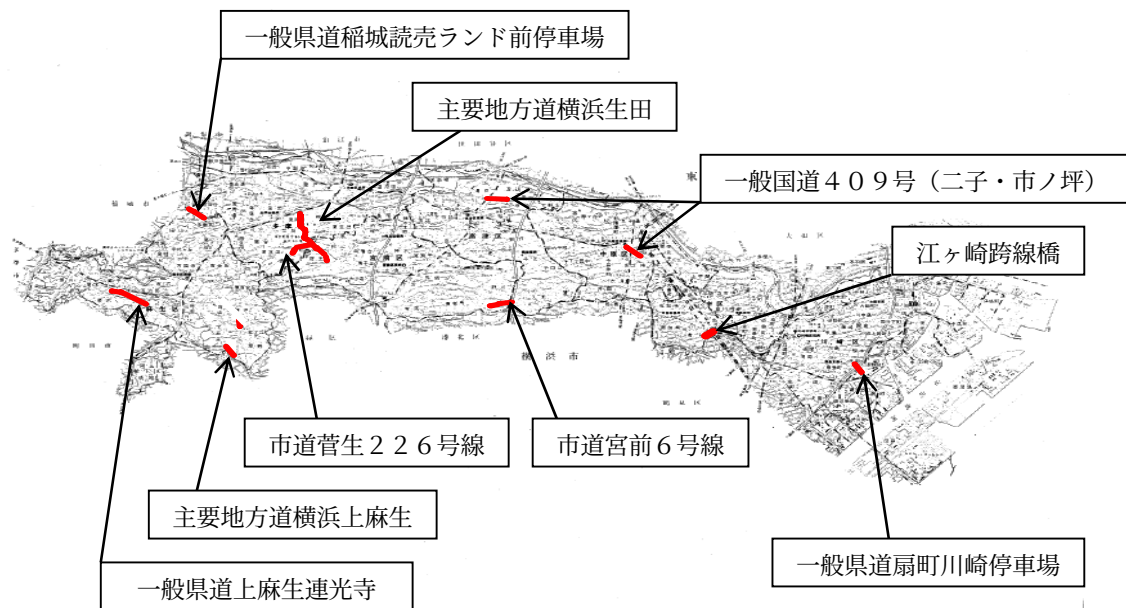
## ■ 費用

- 平成23年度事業費 約19億円（国費 約11億円）
  - ・ 道路改修等 約16億円（国費 約9億円）
  - ・ 江ヶ崎跨線橋整備 約3億円（国費 約2億円）

## ■ 効果等

- 主要幹線道路の整備推進に伴う交通渋滞等の解消
- 安全で快適な通行空間の確保

# 主な道路・橋梁事業

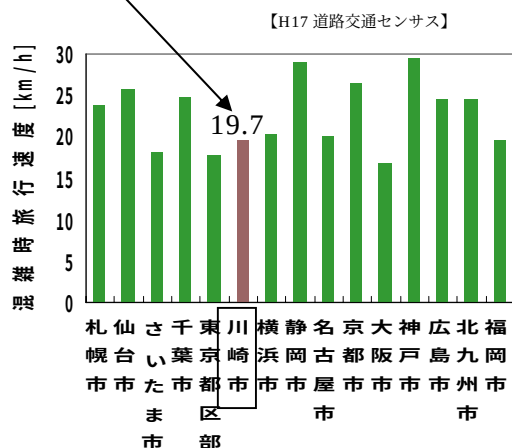


## 今後の整備予定路線・橋梁事業

| 道 路                                                                                                                     | 橋 梁                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道409号（小杉地区）</li> <li>主要地方道横浜上麻生（下麻生地区）</li> <li>主要地方道丸子中山茅ヶ崎（久末地区）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>柿生陸橋【架替】</li> <li>〔仮称〕等々力大橋【新設】</li> <li>アセットマネジメント計画に基づく</li> </ul> |
| 他                                                                                                                       | 橋梁補修事業…121橋 他                                                                                               |

川崎市の平均旅行速度は、  
15大都市で5番目に遅い。

### 大都市別平日混雑時平均旅行速度

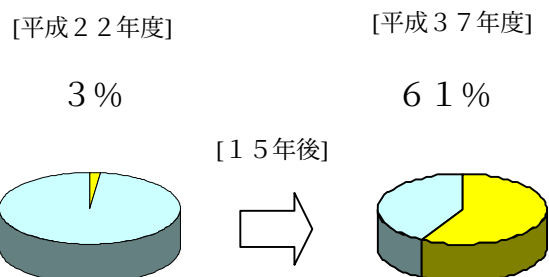


## アセット対象橋梁 121橋

建設後50年以上経過した橋梁

現在〔平成22年度〕 4橋（3%）  
15年後〔平成37年度〕 74橋（61%）

### 建設後50年以上橋梁



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

# 街路整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 街路の整備に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 都市計画道路は、人や自動車などの交通施設としての機能だけではなく、上下水道、電力等のライフラインなど都市施設を収用する空間機能を兼ねるとともに、沿道の土地利用の高度化、都市防災機能の確保等、様々な機能を持った最も都市の基盤となる都市施設であります。
- 川崎市の都市計画道路の多くは、昭和20年から30年代に計画されていますが、整備進捗率が65%（平成22年4月1日現在）と未だ低い水準にあります。
- 都市計画道路の整備を進め、道路ネットワークの形成による交通の円滑化、道路交通の安全性の向上、防災性の向上等を図る必要があります。
- また、都市計画法による土地所有者等の財産に対する各種の制限を、早期に解消する必要があります。

## ■ 費用

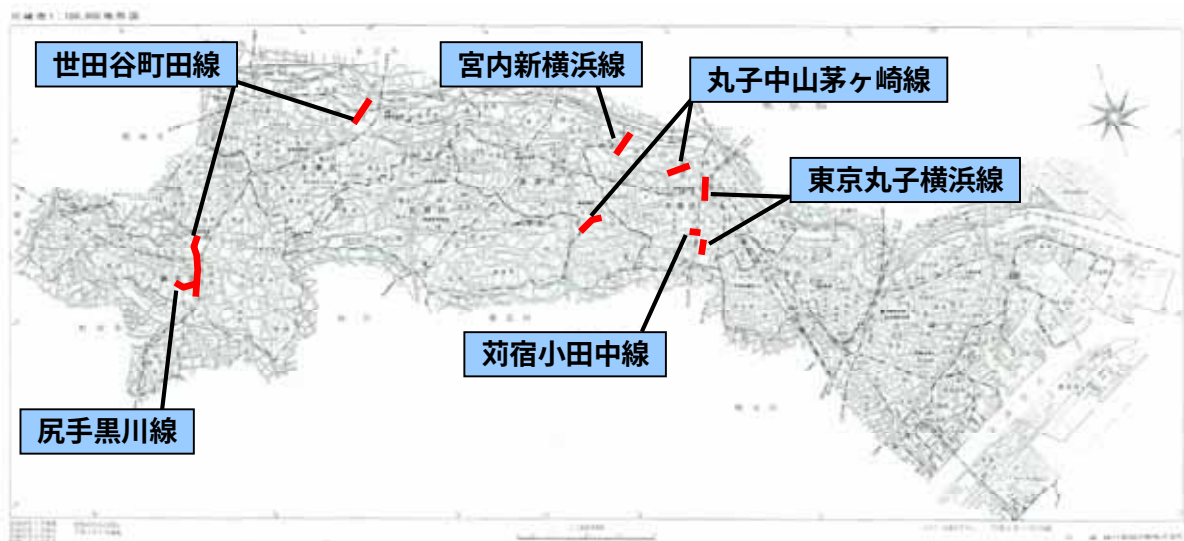
- 平成23年度事業費 約35億円 （国費 約17億円）

## ■ 効果等

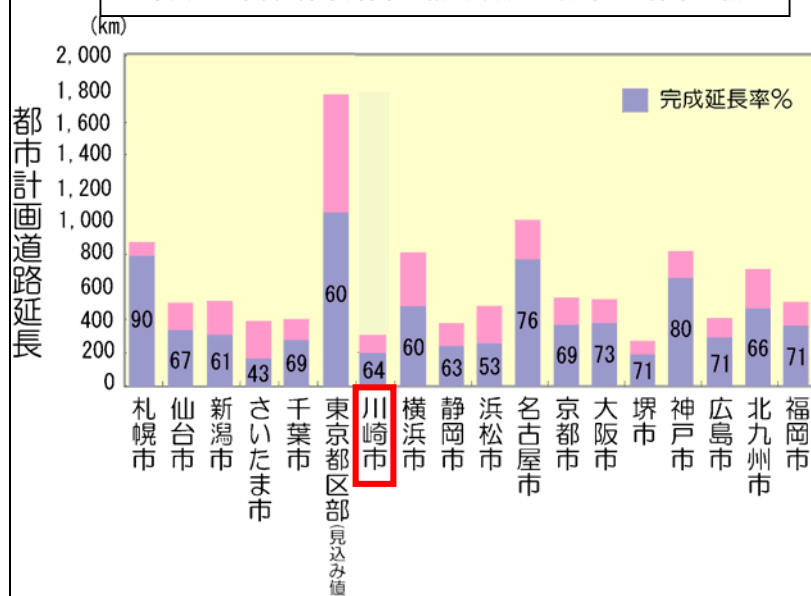
- 安全で快適な通行空間の確保
- 渋滞緩和等自動車交通の円滑化の促進
- 地域の防災性の向上



## 川崎市の主な事業中の街路

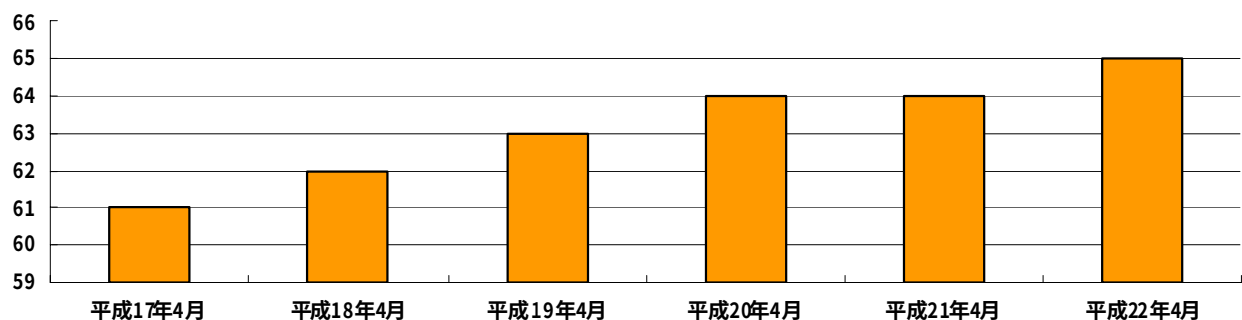


平成 20 年度 都市計画道路延長及び進捗率 大都市比較



○本市における都市計画道路の進捗率は平成 17 年度の区画整理事業等の増加による進捗を除きほぼ横ばい状態で、平成 20 年 4 月時点の進捗率 64%は、**18 大都市中 12 番目**と低くなっている。

進捗率



# 首都高の料金施策に係る措置等について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 特定料金区間の存続、料金の引き下げ及び区間の拡大（短距離の高速利用の促進、一般道路の渋滞の改善）
- 2 環境ロードプライシングの拡充（内陸部の環境改善を目的とした湾岸部への交通誘導）
- 3 これら料金割引の拡充については、高速道路の利用促進に資することからその財源については、利便増進事業により実施し、地方に負担を求めないこと。

## ■ 要請の背景

- 羽田空港では、第四滑走路の新設などの再拡張・国際化が、平成 22 年 10 月供用開始に向け進められています。また、川崎市では東京都及び横浜市とともに京浜三港の連携強化の取組を進めており、今後周辺道路の交通需要の増加が想定されます。
- 本市では、従来から交通集中による渋滞、沿道環境悪化を改善するための取組を、川崎市南部地域において進めていますが、産業道路など依然として環境基準を達成していない路線もあり、交通集中による渋滞、沿道環境悪化を改善するため、内陸部の自動車交通を臨海部へ誘導する取組が求められているところです。
- そのような中、本年 4 月に首都高速道路の対距離を基本とする新たな上限料金制が公表されましたが、特定区間割引など各種割引が廃止され、特に近距離利用者にとって値上げとなっており、一般道路に交通が転換し、交通渋滞や沿道環境の悪化が危惧されます。

## ■ 効果等

- 高速道路の有効活用により一般道の渋滞が改善
- 平均旅行速度が上がり二酸化炭素、窒素酸化物が削減
- 沿道環境・地球環境の改善

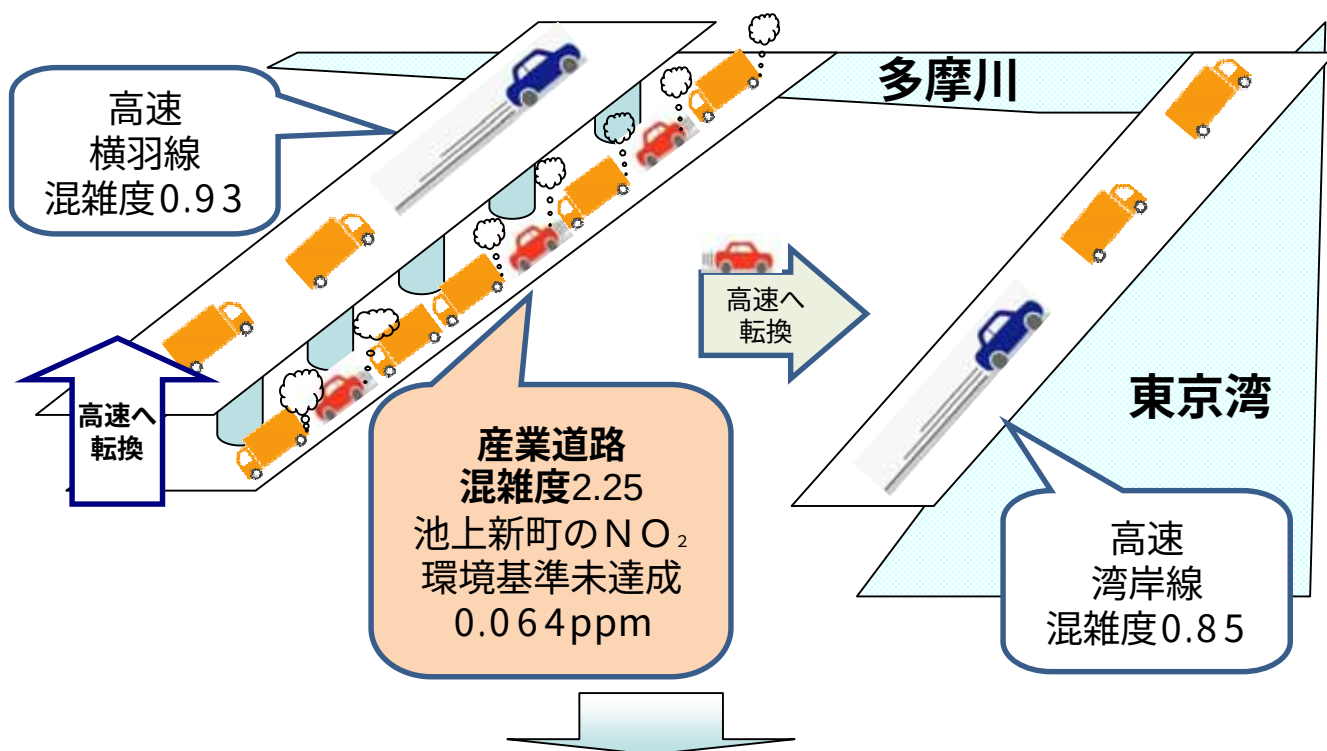
沿道環境の改善のためには利用しやすい料金施策と  
高速道路の有効活用が不可欠

## 産業道路に東京・横浜方面の交通が集中！！

| (H17年度センサス) | 貨物車交通量<br>(平日24時間) | 混雑度         | 混雑時平均<br>旅行速度(km/h) |
|-------------|--------------------|-------------|---------------------|
| 産業道路        | <b>38,177台</b>     | <b>2.25</b> | <b>21.2</b>         |
| 首都高速横羽線     | 30,561台            | 0.93        | 68.0                |
| 首都高速湾岸線     | 35,996台            | 0.85        | 76.9                |



## 適切な料金施策により産業道路の交通を横羽線、湾岸線へ転換



高速道路の有効活用により産業道路渋滞が改善！  
平均旅行速度が上がることによりNO<sub>x</sub>、CO<sub>2</sub>が削減！  
沿道環境・地球環境の改善効果が期待できます。

この要請文の担当課／建設緑政局計画部広域道路課 TEL044-200-2039

# 京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 連続立体交差事業において、今後増大する必要な財源を十分に措置すること。
- 2 京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施行するため膨大な事業費を必要とするので、地下式による施行の場合においても、制度の柔軟な運用により、計画的な事業執行に必要な財政措置を講ずること

## ■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て、事業に着手しました。
- 本事業は、臨海部における近年の増大する交通量に対応する円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図れることから、着実な事業進捗が重要な課題となっています。
- 早期に事業効果を発揮させるため、段階的整備区間（東門前駅から小島新田駅間）の工事を推進していますが、今後、さらに事業費の増大が見込まれています。

## ■ 費用

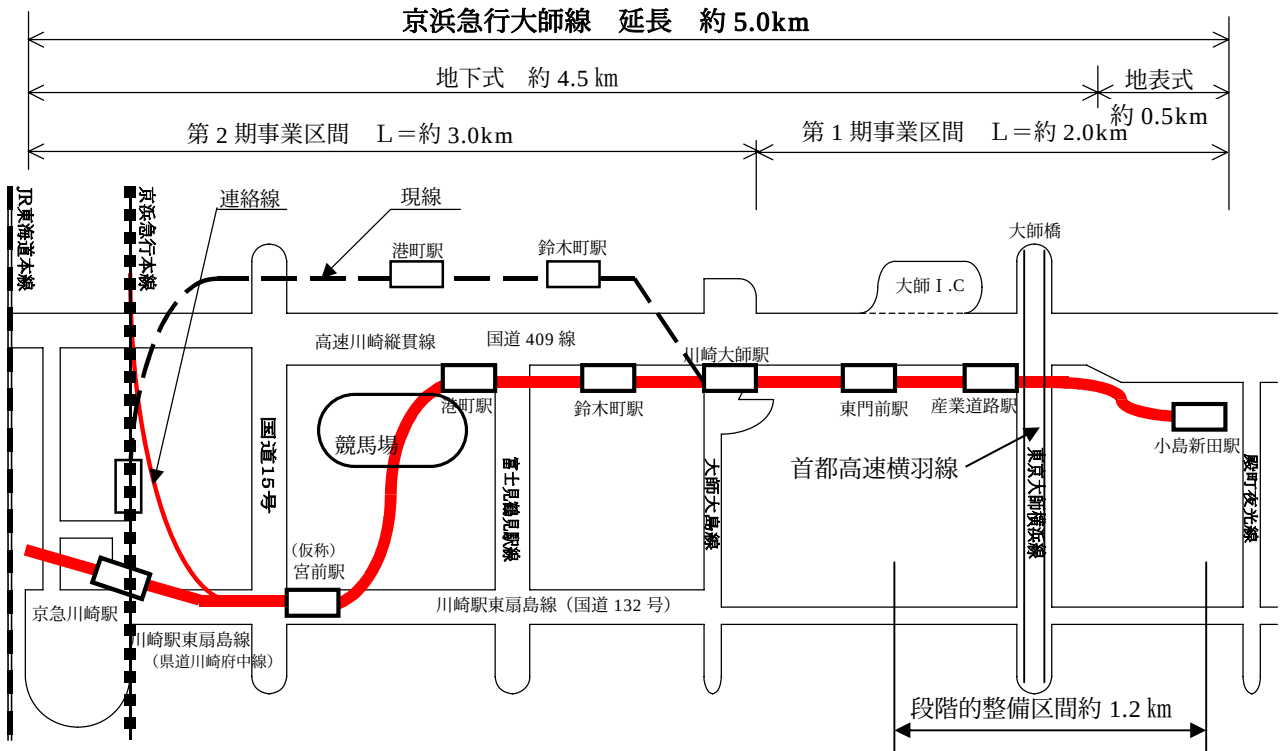
- 総事業費：約1,470億円（H23年度事業費 約77億円（国費 約26億円））
- 補助対象事業費：約760億円（現線高架想定額に対する補助対象額）
- 費用便益（B/C）：1.2（H19年度再評価実施）

## ■ 効果等

- 14箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

# 京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

## ①事業概要図



## ②諸元

- 計画区間 京急川崎駅～小島新田駅
- 計画期間 平成5年度～平成27年度
- 総事業費 約1,470億円(国費380億円, 市費1,010億円, 鉄道事業者負担額80億円)
- 補助対象事業費 約760億円(現線高架想定額に対する補助対象額)
- 事業の概要 延長 計画線 約5km  
(地下式 約4.5km, 地表式 約0.5km)  
連絡線 約0.9km  
(地下式 約0.5km, 地表式 約0.4km)  
除却踏切数 14箇所  
駅数 8駅(新駅1駅含む)

## ③立体方式

高架式の場合は、既に高架化されている国道15号や首都高速横羽線との交差部が高高架となることや、ルートの一部が競馬場や市街化が著しい区域となることから、地下式としています。



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2747

# 五反田川放水路整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川改修に取り組んでいます。
- 近年都市化の進展に伴い、地球温暖化による局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が深刻となっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流しており、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手しました。

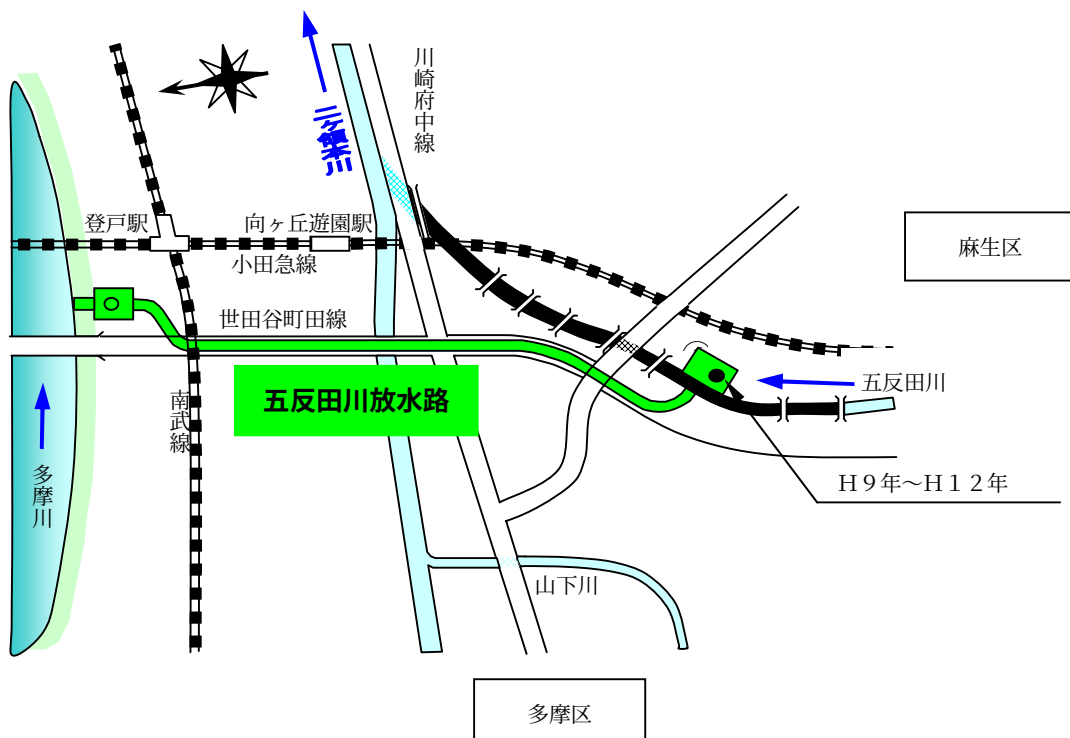
## ■ 費用

- 総事業費 約207億円（国費 約63億円 県費 約63億円）
- H23年度事業費 約11.4億円（国費 約3.4億円 県費 約3.4億円）

## ■ 効果等

- 放水路下流域の五反田川および二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となることで、面積約228ha、4,729戸の浸水被害が解消されます。

## 五反田川放水路整備事業の概要



- 計 画 区 間      川崎市多摩区生田 8 丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計 画 区 間      平成 4 年度～平成 2 9 年度
- 総 事 業 費      約 2 0 7 億円
- 事業の概要      延 長 2 , 1 5 7 m  
(うち地下トンネル 2 , 0 2 5 m、函体 1 5 m、樋門 3 7 m、堤外水路 8 0 m)  
計画高水流量    1 5 0 m<sup>3</sup>/s

# 新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 新川崎地区は、研究開発、産業の創出・育成、商業、都市型住宅などの諸機能が集積したまちづくりを推進し、新たな土地利用計画及び都市基盤施設計画に基づき整備を進めております。現在、道路等の都市基盤施設は概ね完了しているものの、新川崎駅の交通結節点機能を強化するための交通広場、跨線歩道橋が未整備であることから、今後それらの整備を重点的に促進する必要があります。
- 鹿島田駅周辺地区は、現在は老朽化した木造住宅が多く、道路等の公共基盤も未整備であることから、市街地再開発事業により、土地の高度利用と都市計画道路等の公共施設整備を行うことで、地区の防災性の向上を図り、地域生活拠点としてのまちづくりを進めております。民間活力を導入し、本市初の株式会社施行による再開発事業として、平成18年6月の再開発会社設立以降、平成26年度までの事業完了を目指し、現在、工事着手に向けた手続を進めております。

## ■ 費用

- 平成23年度事業費      約30億円   （国費   約13.6億円）
  - ・ 新川崎地区整備事業関連      約17億円   （国費   約 6.6億円）
  - ・ 鹿島田駅周辺再開発事業関連    約13億円   （国費   約 7.0億円）

## ■ 効果等

- 特色ある市街地形成、地域特性を活かした安全で魅力ある地域生活拠点の形成
- 大規模な低未利用地や木造住宅密集地区の解消に伴う防災性の向上



## 新川崎・鹿島田駅周辺地区位置図



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所 TEL 044-544-5241

# 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転及び公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸1号線及び登戸3号線の早期整備に対する財政措置を講ずること。
- 3 二ヶ領用水小泉橋架替の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 4 向ヶ丘遊園駅連絡通路の整備推進に対する財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、川崎市の生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等による総合的な土地利用を行い、地域生活拠点機能の確立並びに商業・業務機能を強化するとともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。
- 向ヶ丘遊園駅周辺への連絡通路の整備により、駅周辺の円滑な移動経路を確保するとともに、回遊性の向上と地域の交流を促進しています。

## ■ 費用

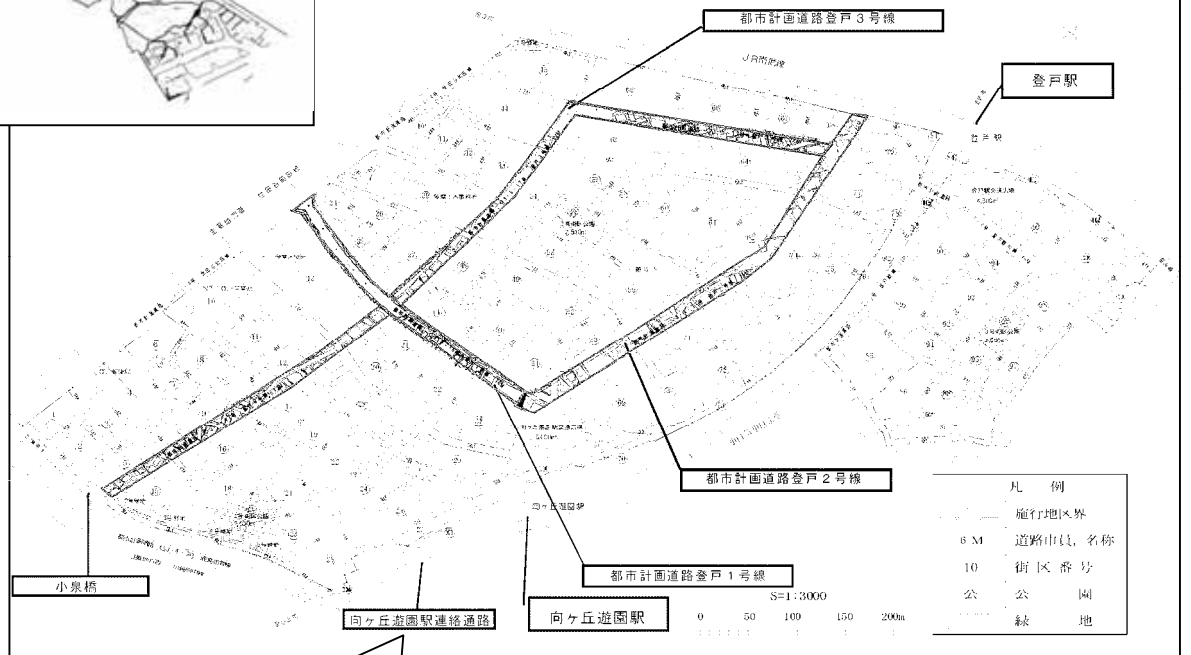
- 平成23年度事業費      約22.0億円    (国費 約9.8億円)
  - ・ 登戸1号線3号線整備等      約7.5億円    (国費 約3.9億円)
  - ・ 区画道路、小泉橋架替整備等      約9.7億円    (国費 約3.9億円)
  - ・ 向ヶ丘遊園駅連絡通路整備      約4.8億円    (国費 約2.0億円)

## ■ 効果等

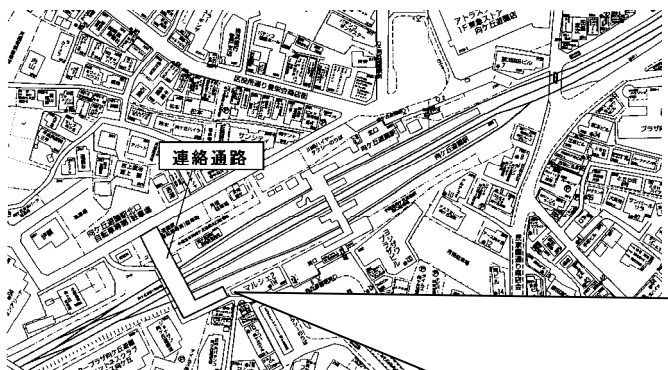
- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路整備による周辺幹線道路の渋滞緩和
- 駅周辺整備による交通結節機能の強化
- 連絡通路整備による地域分断の解消



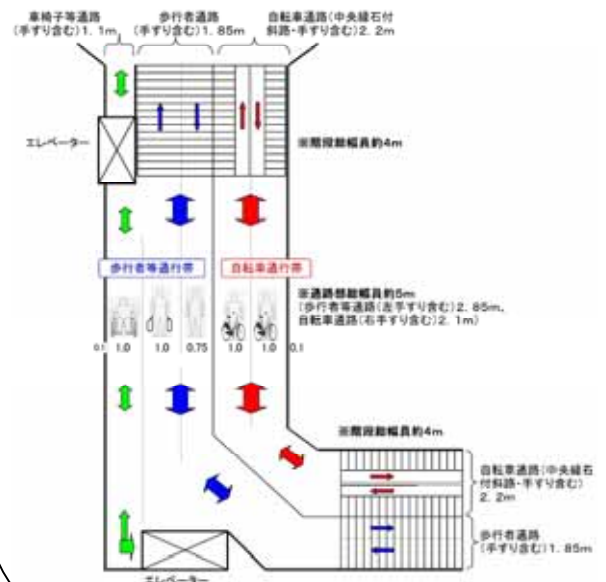
# 川崎都市計画事業 登戸土地区画整理事業 設計図



## 向ヶ丘遊園駅連絡通路



### 【平面イメージ】



この要請文の担当課／まちづくり局登戸区画整理事務所

TEL 044-933-8511

交通政策室駅施設改善対策担当

TEL 044-200-2348



# 防 災 対 策 の 推 進

# 消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

## ■ 要請事項

- 1 消防施設の整備について必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 川崎市は、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- 消防施設の整備については、施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の計画的な早期改修が求められており、適切な改修事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 国では、首都直下地震、東海地震等の大規模災害への対応力を強化するために、緊急消防援助隊の増強整備を推進しており、これらの災害に即応するためには、消防車両等の装備の充実強化とともに、緊急消防援助隊の円滑な運営のための消防・救急無線の広域化・共同化(デジタル化)事業を早期に推進する必要があります。
- これらの整備には、多額の費用が見込まれており、市の財政上、大きな負担となっている状況にあります。

## ■ 費用

- 平成23年度事業費
  - ・ 消防施設整備事業等                      事業費    約    9 億
  - ・ 緊急消防援助隊設備整備費    事業費    約    9 億（国費    約 1 億）

## ■ 効果等

- 整備計画の前倒し及び拡充による大規模災害への対応力が早期確立

# 要 望 事 業 概 要

## 消防施設整備事業

| 区分   |        | 平成21年度 | 平成22年度        | 平成23年度        | 平成24年度           | 費用(概算)           |      |
|------|--------|--------|---------------|---------------|------------------|------------------|------|
| 事業概要 | 幸消防署   |        | 改築<br>(本体工事等) | 改築<br>(解体工事等) |                  | 5億円              |      |
|      | 臨港消防署  |        | 改築<br>(解体工事等) | 改築<br>(本体工事等) | 改築<br>(本体工事等)    | 13億円             |      |
|      | 出張所    | 栗木出張所  |               |               | 新設<br>(設計・本体工事等) | 新設<br>(本体工事等)    | 4億円  |
|      |        | 柿生出張所  |               |               |                  | 改築<br>(設計・解体工事等) |      |
|      | 合計(概算) |        | 5億円           | 6億円           | 8億円              | 3億円              | 22億円 |

## 消防車両購入事業

| 区分   |        | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要 | 消防自動車等 | 14台    | 12台    | 13台    | 10台    |
|      | 救急車    | 4台     | 3台     | 5台     | 4台     |
|      | 合計(概算) | 7億円    | 7億円    | 9億円    | 10億円   |

## 消防・救急無線の広域化・共同化（デジタル化）に係る費用等

| 区分   |              | 平成21年度まで | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 費用(概算) |
|------|--------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 整備区分 | 共同整備分        | 基本設計     |        | 実施設計   | 整備工事   |        |        | 運用開始   | 3億円    |
|      | 単独整備分        | 基本設計     | 実施設計   | 整備工事   |        |        | 運用開始   |        | 15億円   |
|      | 合計<br>(初期費用) | 0.5億円    |        | 0.5億円  | 4億円    | 12億円   | 1億円    |        | 18億円   |

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2513  
消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2553  
消防局警防部指令課 TEL 044-223-2639





# 快 適 環 境 施 策 の 推 進

# 公園等整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 生田緑地、等々力緑地、菅生緑地及び都市公園安全・安心対策緊急総合支援の整備事業推進に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 川崎市は、市民が快適に暮らせるうるおいのあるまちづくりに向けて、緑の保全及び都市緑化の推進に取り組んでおりますが、市民一人あたりの都市公園面積は平成20年度末現在3.7㎡にとどまっております。
- 良好な景観形成等を目的として整備された景観緑三法の的確な推進や、社会資本整備重点計画に基づいた災害に強いまちづくりの推進、柔軟で豊かな都市環境の実現を図るためにも公園緑地の整備は重要な位置を占めております。

## ■ 費用

- 平成23年度公園緑地整備事業費 約12億円（国費 約4.3億円）
  - ・ 用地取得費 約9億円（国費 約3億円）
  - ・ 施設費 約3億円（国費 約1.3億円）

## ■ 効果等

- 地球温暖化の抑制・ヒートアイランド現象の緩和
- 災害対応機能の充実
- 生物多様性の保全
- 水源・湧水地の保全
- レクリエーション機能の充実

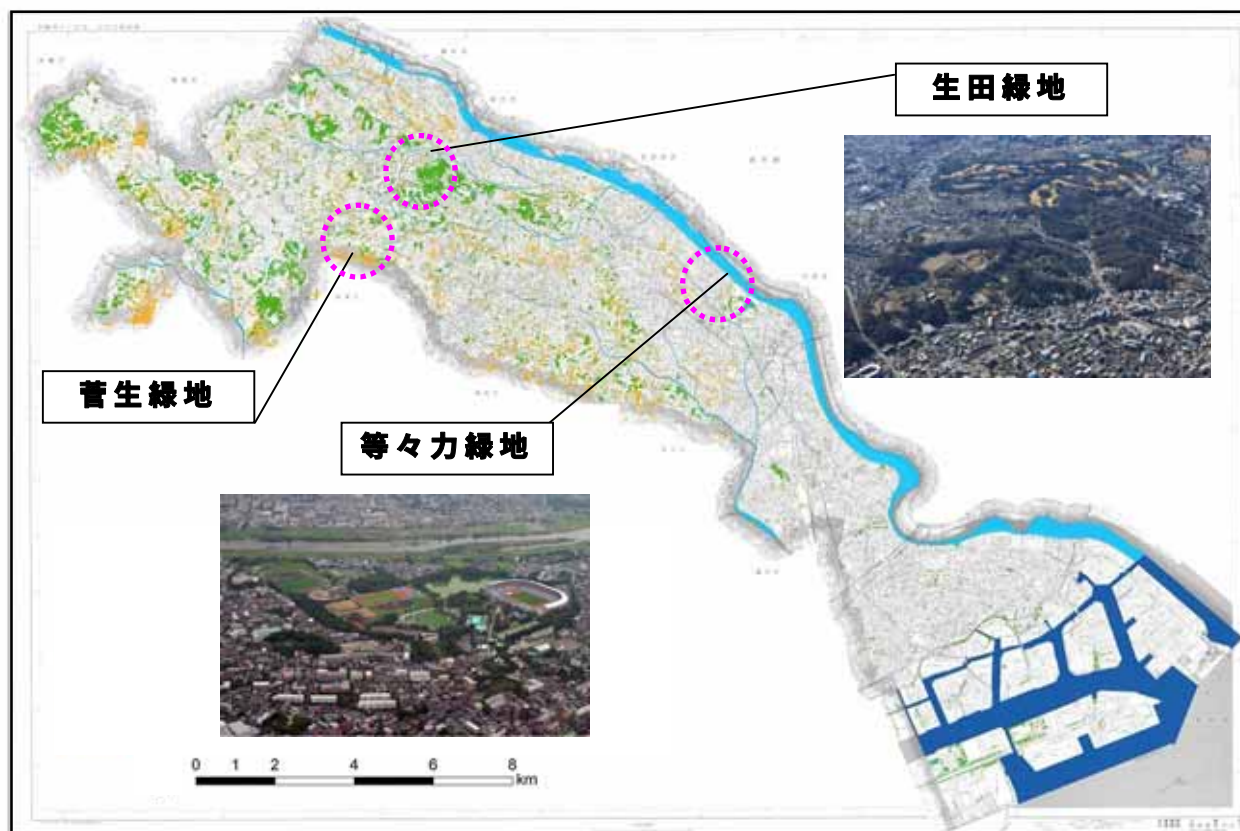


図 川崎市における大規模公園緑地位置図

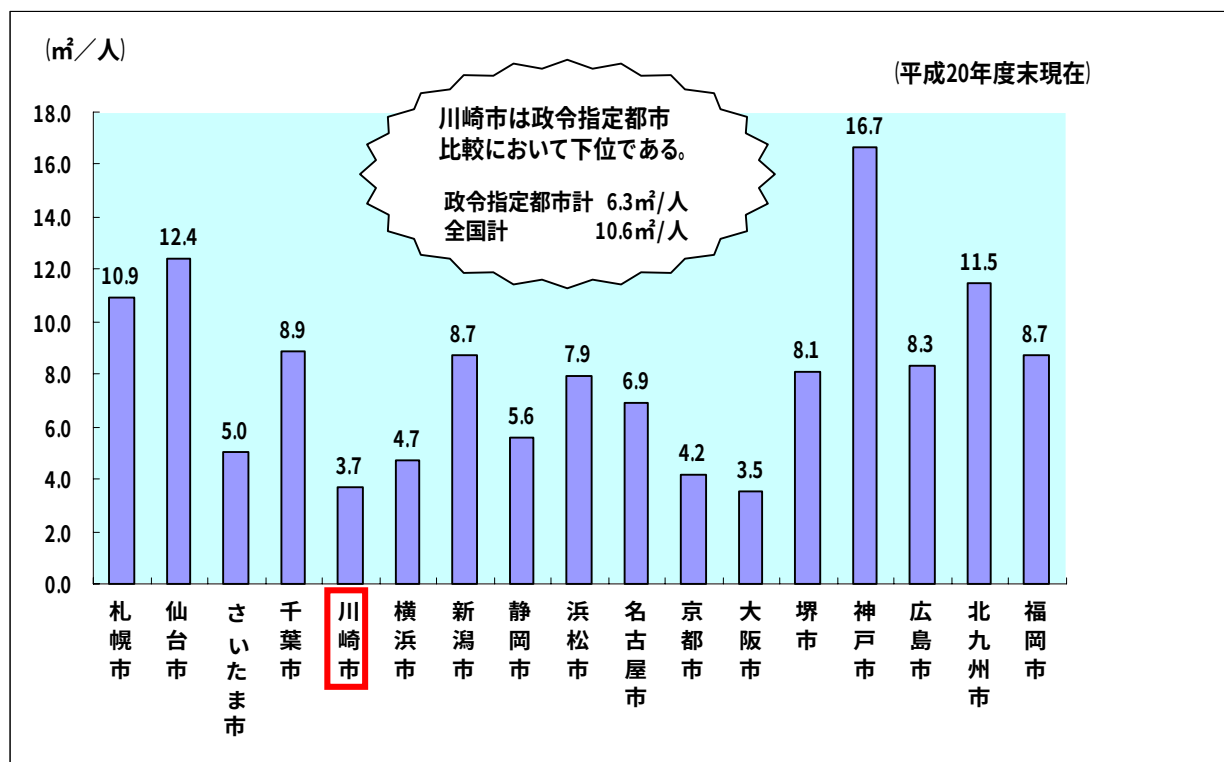


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部公園緑地課 TEL 044-200-2390

# 緑地保全事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 緑地保全事業について必要な財政措置を講ずること。
- 2 次の税制上の優遇措置等を講ずること。
  - ・ 緑地保全に係る相続税の負担軽減措置の拡充
  - ・ 緑地の用地買収に伴う譲渡所得の特別控除額の引き上げ
  - ・ 物納された土地の無償貸付制度の復活や一括買収の緩和等の柔軟な制度の構築

## ■ 要請の背景

- 川崎市では、平成20年3月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標を掲げています。しかしながら、市域の約88%が市街化区域であることや首都圏の中心部に位置することなどから、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっています。

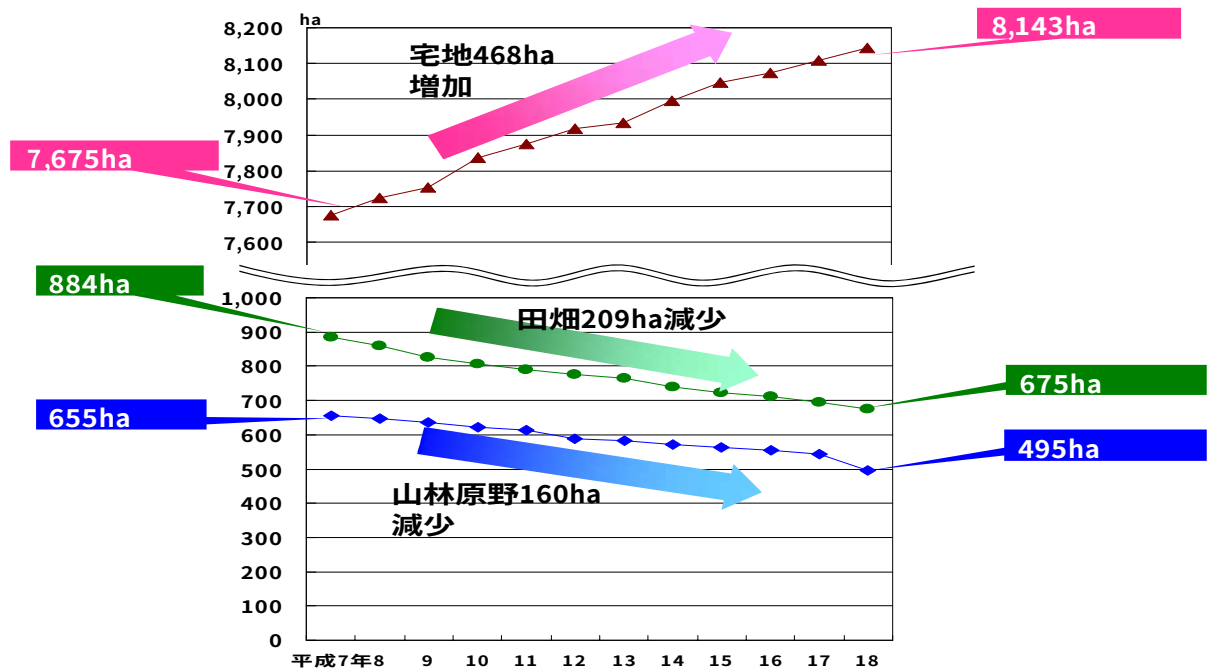
## ■ 費用

- 平成23年度事業費 約21億円（国費 約7億円）
  - ・ 特別緑地保全地区用地取得 約5ha

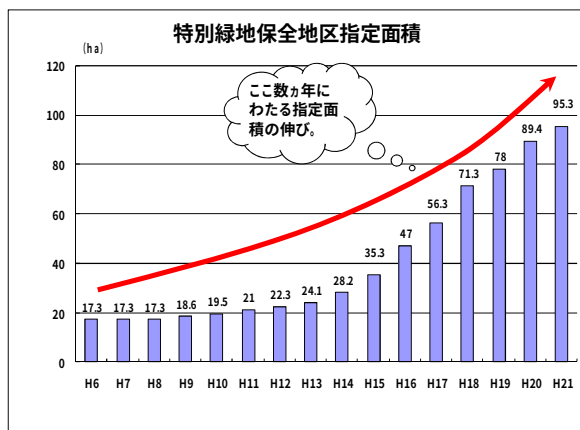
## ■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

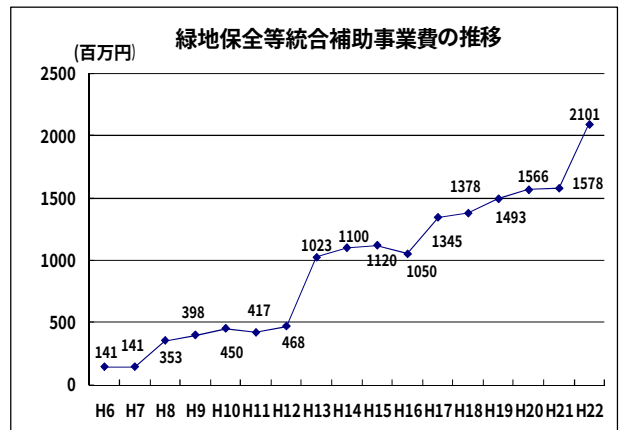
## 川崎市の土地利用状況



## 緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



※当初内示額 平成12年度までは、緑地保全事業  
 ※平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む



※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部緑政課（緑地保全） TEL 044-200-2381

# 仮称リサイクルパークあさお整備事業について

【環境省】

## ■ 要請事項

- 1 仮称リサイクルパークあさお整備事業について、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 川崎市では、持続型社会を実現し、人々の暮らしを確かなものにしていくための地球環境配慮の考え方を基本とし、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築を目指した責任ある行動の推進を基本政策としています。循環型社会の構築に向けて、いわゆる廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する一方、資源にならない廃棄物については、生活環境保全に向け適正処理を進めています。

また、事業の効率化を確保することも重要であることから、老朽化した施設については、計画的な更新・整備を行う必要があります。

- 仮称リサイクルパークあさお整備事業計画は、人口増加の続く本市北部地域の廃棄物処理を担っている王禅寺処理センターが、稼働後43年を経過し、老朽化による著しい焼却能力の低下が見られるなど、更新時期が到来していることから、ごみ焼却処理施設、資源化処理施設等を併設した総合的な廃棄物処理施設を建設するものです。

## ■ 費用

- 平成23年度事業費 約60億円 (国費 約10億円)

## ■ 効果等

- 最新の廃棄物処理技術の導入等により、可能な限り環境負荷の小さい適正な廃棄物処理に貢献するものです。

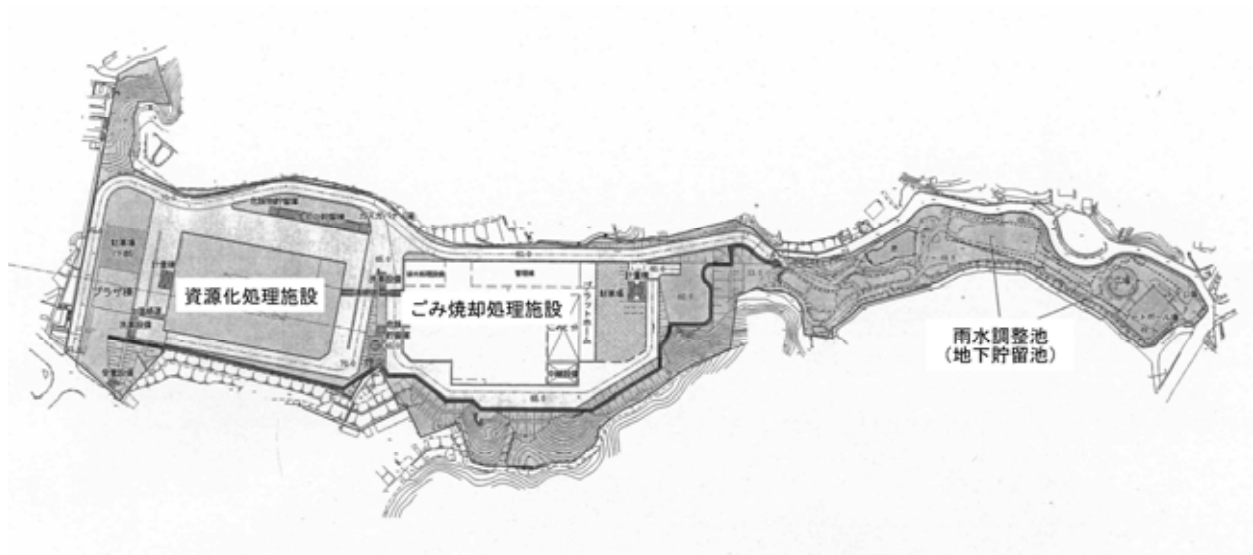
## 計画施設構成

- |     |                             |                     |
|-----|-----------------------------|---------------------|
| 1   | ごみ焼却処理施設                    | 450 t／日（150 t／日×3炉） |
| 2   | 資源化処理施設                     |                     |
| (1) | 計画処理能力                      |                     |
|     | 粗大ごみ処理施設                    | 55 t／5時間            |
|     | 空 き 缶                       | 25 t／5時間            |
|     | ペ ッ ト ボ ト ル                 | 15 t／5時間            |
|     | 空 き 瓶                       | 25 t／5時間            |
| (2) | 計画保管能力                      |                     |
|     | そ の 他 プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 | 20 t／日              |

## 事業目標年度

- ・平成19年度～平成23年度      ごみ焼却処理施設建設
- ・平成23年度～平成25年度      既存ごみ焼却処理施設解体
- ・平成24年度～平成26年度      資源化処理施設等建設

## 完成予想図



この要請文の担当課／環境局施設部仮称リサイクルパークあさお建設担当 TEL 044-200-3995

# 再生可能エネルギーの導入促進について

【環境省・経済産業省】

## ■ 要請事項

- 1 再生可能エネルギーの一層の普及に向けて、意義やメリットなどの認知度をあげるため普及啓発施策などに対し、必要な財政措置を講ずるとともに、国として率先した取組を推進すること。
- 2 再生可能エネルギーの大量導入に対応した電力システムの構築に向けて、供給側（系統側）の整備に加え、蓄電池の導入など需要側での整備が促進されるよう、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 低炭素社会の実現に向けて我が国も温室効果ガスを現状から60～80%削減するという長期目標を掲げ、さらにエネルギーの安全保障、経済の活性化や雇用の促進を目指すいわゆる「グリーン・ニューディール」施策として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを飛躍的に普及させることが必要不可欠となっています。
- そのような中で、川崎市では、首都圏の一大エネルギー供給地域としての役割を踏まえ、東京電力との共同で大規模太陽光発電所を平成23年に稼働させるとともに、本施設を最大限に活用するためのPR施設を整備するなど再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を積極的に進めています。
- 再生可能エネルギーの大量導入時に課題となる供給電力の質の低下などの問題を解決するため、需要側、供給側の両面からの電力システムの構築が必要となります。

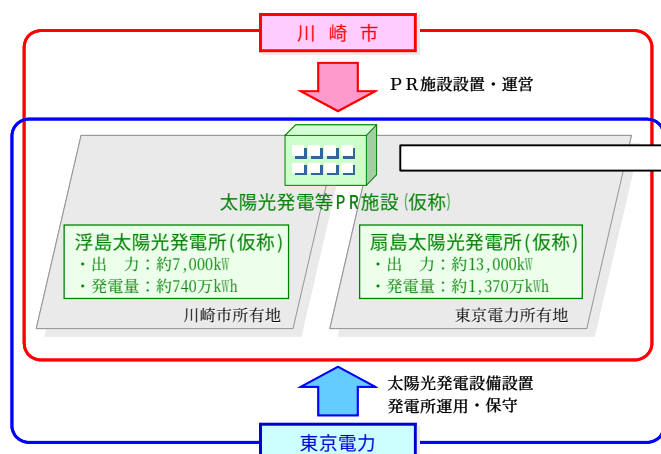
## ■ 効果等

- 再生可能エネルギーの飛躍的な導入に向けて、普及啓発活動を行うことにより、その意義やメリットの認知度を上げ、実際の行動につなげます。
- 蓄電池を需要側、供給側に整備し、変動を吸収することで無駄のない電力システムの構築が可能となります。



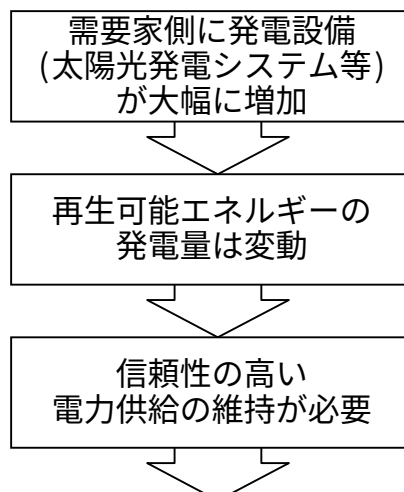
## <川崎市臨海部における大規模太陽光発電所の設置計画>

～約2万kWの国内最大級のメガワットソーラー発電所を建設～



|     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名 | (仮称) 太陽光発電等PR施設                                                                                    |
| 所在地 | 川崎市川崎区浮島町<br>(浮島処理センター内)                                                                           |
| 概要  | 川崎市が、浮島処理センター内の生活環境学習室を改修して運営する。<br>主に、太陽光発電等の地球温暖化・エネルギーに関する普及啓発および体験設備を備えたPR施設であり、隣接する施設に展望台を予定。 |

## <太陽光大量導入時の電力システムの課題>

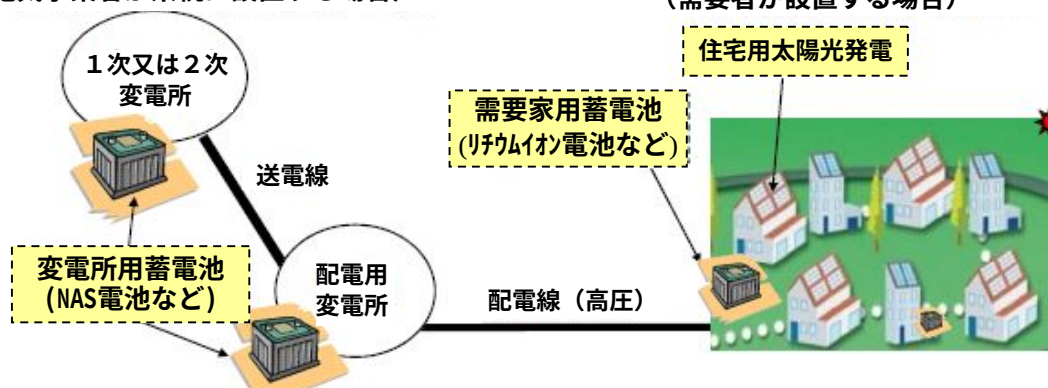


大量の再生可能エネルギーを導入しても信頼性の高い電力供給を維持する技術  
(対応の一例 (蓄電池))

蓄電池を供給側 (系統側)、需要側で設置することにより、変動を吸収し、電力システムの安定化を図る。

(電気事業者が系統に設置する場合)

(需要者が設置する場合)



# 下水道整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 地震対策や老朽施設の再構築・再整備、温室効果ガスの削減を進めるために必要な財政措置を講ずること。
- 2 東京湾の水質改善として、合流式下水道の改善や下水処理場の高度処理化に必要な財政措置を講ずること。
- 3 浸水対策としての雨水管整備や、老朽化した下水管きよの再構築・再整備を推進するため、指定都市と一般市との格差の是正を図り、必要な財政措置を講ずること。

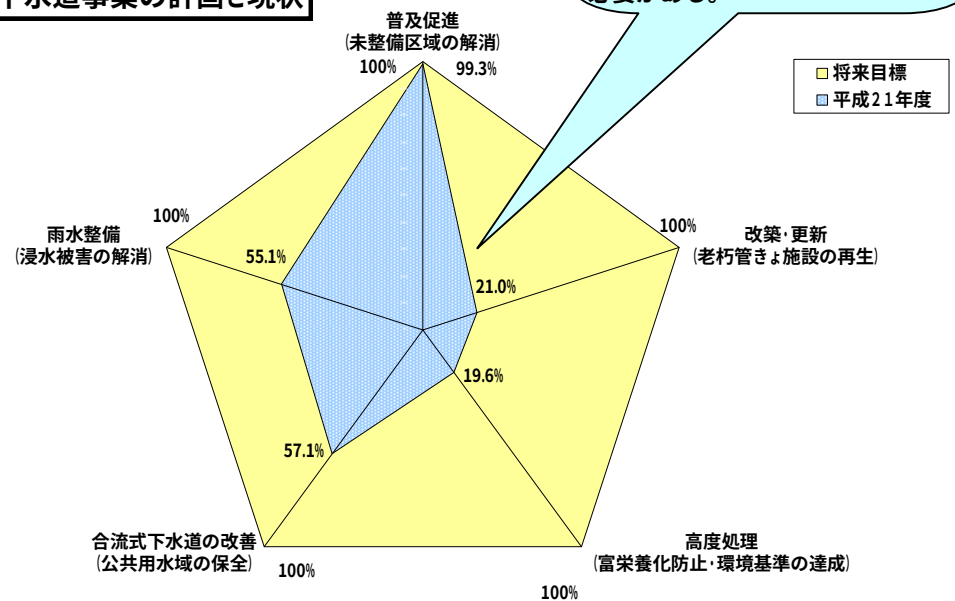
## ■ 要請の背景

- 高普及率を迎えた現在、下水道の役割は多様化しており、都市基盤としての役割に加え、水環境の健全化、資源・エネルギーの有効活用、温室効果ガスの削減等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 地震対策や老朽化した下水道施設の再構築・再整備等、安定的なライフラインとしての機能確保が必要です。
- 局地的集中豪雨など、近年の気象変動に対応するための施設整備が必要です。
- 下水道法や上位計画に基づき、整備目標年度が定められている、合流式下水道の改善や高度処理の導入には、多額の費用を要することから、下水道経営に与える影響は大きく、緊急性、優先度に配慮した適切な事業計画の立案、安定的・継続的な下水道サービスの提供に支障が生じています。

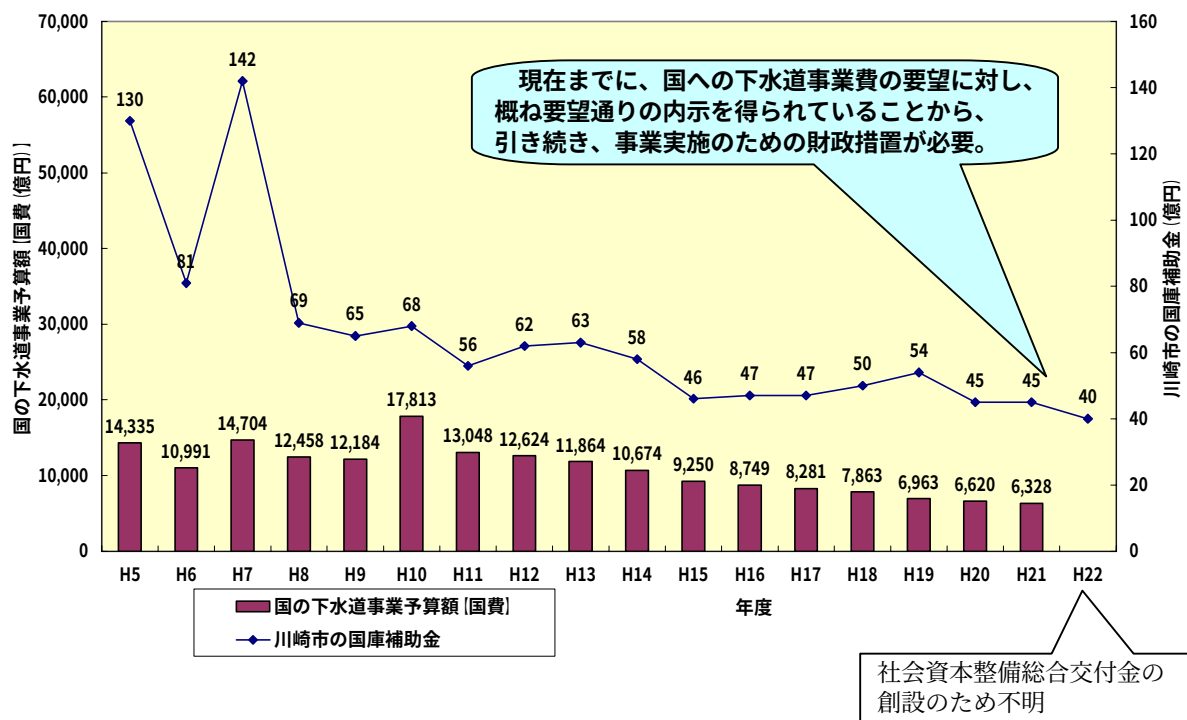
## ■ 費用

- 平成23年度事業費 約170億円 （国費 約46億円）

## 川崎市下水道事業の計画と現状



## 国の下水道事業予算額 (国費) と川崎市の国庫補助金の推移





# 福 祉 施 策 等 の 推 進

# 国民健康保険財政の確立について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 医療保険制度においては、国又は都道府県を保険者とする制度の一本化に向けた取組を推進すること。
- 2 一本化を図るまでの間、加入者の「年齢構成」及び「所得状況」を要因とする国民健康保険と被用者保険との制度間における財政格差を調整する仕組みをさらに拡充すること。また、保険給付に関して、国庫負担金率の引上げを含む所要の財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 国保は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者を多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、その上、高齢社会の急速な進展等により医療費が増嵩を続け、厳しい財政運営を余儀なくされています。
- 平成20年度には、後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費に係る財源調整の導入など一定の取組が行われたが、財政基盤の脆弱性に関する構造的課題の抜本的解決には至っていない状況にあります。
- 国は、後期高齢者医療制度を廃止するとともに、国保と被用者保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的に運用を図るとしているが、当面、現行制度の枠組みを維持した上で新たな医療保険制度について検討しています。
- 国保における保険給付費の財源構成は、国・県支出金により50%を賄うことが基本とされているが、本市では普通調整交付金の交付率が低いこと等から、多額の一般会計繰入金によって財源不足分を補っています。

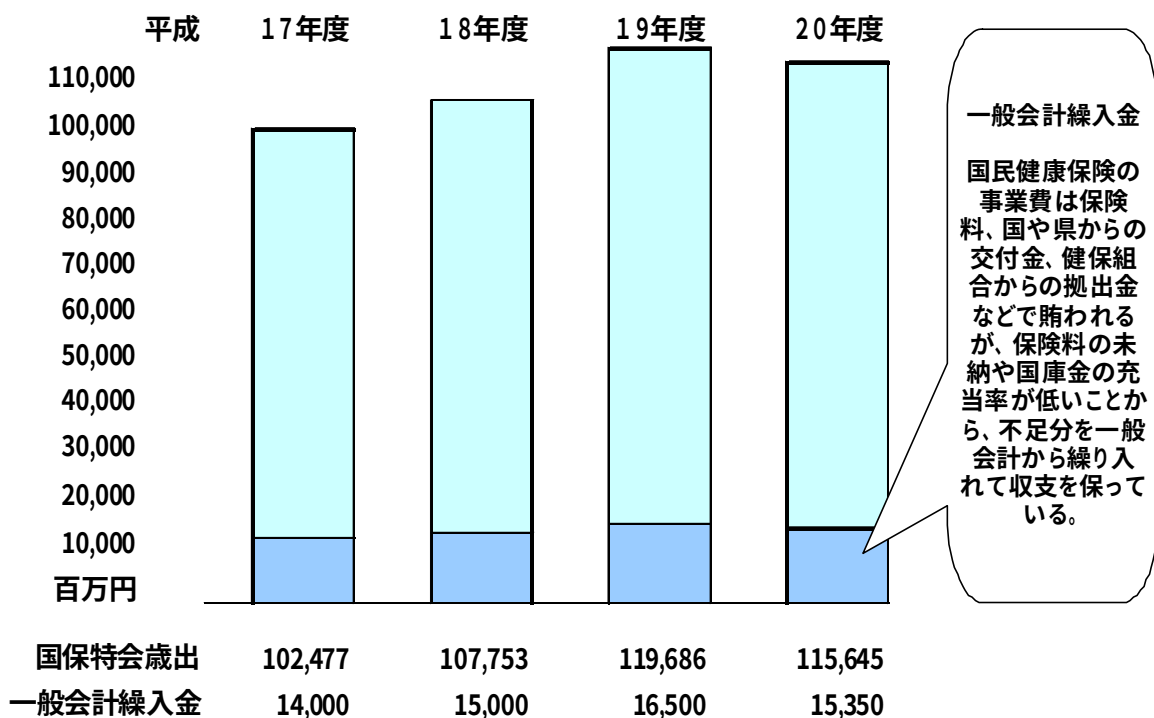
## ■ 効果等

- 医療保険制度の一本化は、国民の負担の公平を図り、国民皆保険体制を堅持することに資する。
- 国庫負担金率の引上げ等は、市における国民健康保険制度の財政運営の安定化に資する。

国民健康保険特別会計  
事業費を明確化するため  
特別会計で運営している。

### 国民健康保険特別会計に占める一般会計繰入金

(単位 百万円)



※ 一般会計からの繰入金は常時140億円から165億円の高水準となっている。

# 障害者制度の見直しに係る措置等について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 新たな障害者制度の創設にあたっては、利用者やサービス提供事業者の混乱を招かないよう、十分な周知及び準備期間を設けるとともに、地方自治体の事務的・財政的な負担が過大とならないよう制度設計すること。
- 2 地域生活支援事業については補助水準を適正化し、サービス水準の維持・拡充に必要な財政措置を講じること。

## ■ 要請の背景

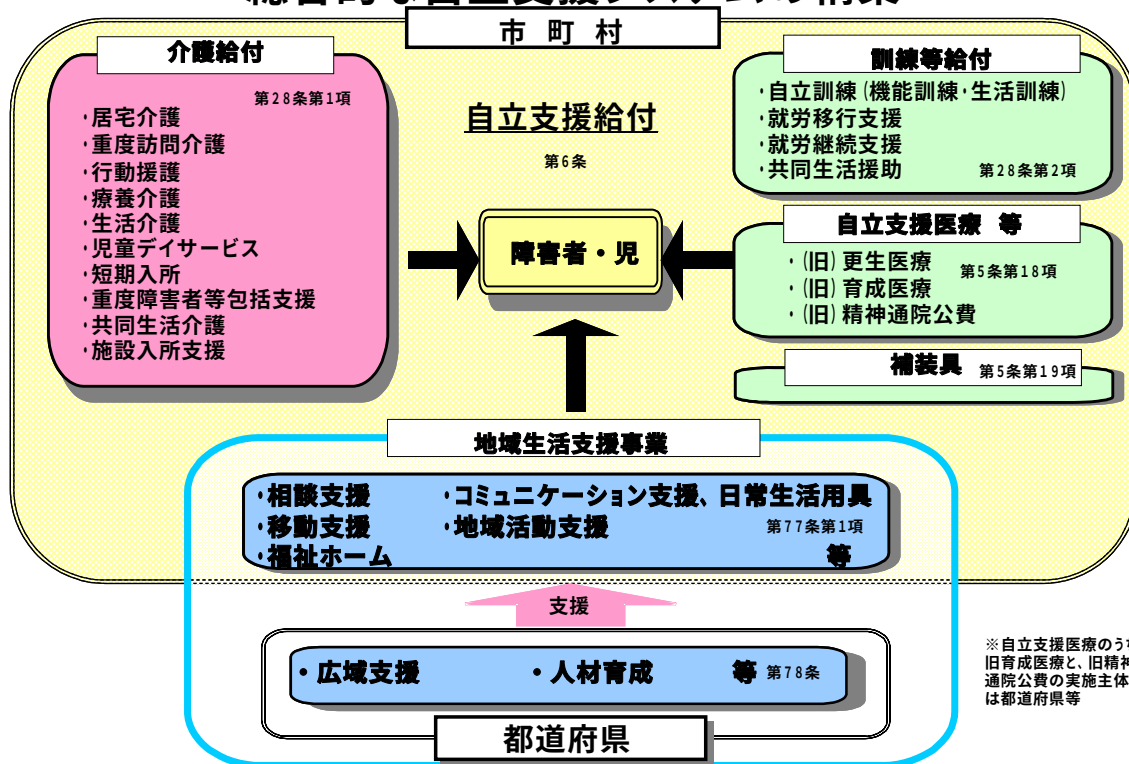
- 障害者制度については、連立政権合意において、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を原則とする総合的な制度を創設することとされ、その検討のため、障がい者制度推進会議の下に「総合福祉部会」が設置された。
- 障害者自立支援法では、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことを明確化し、必要な財源を確保しながら計画的に障害福祉サービスの基盤整備に取り組んでいくこととしながらも、地域生活支援事業については一体的に国の補助事業として位置づけられ、その経費については必須の事業も含め裁量的経費とされている。
- 地域生活支援事業は自治体が地域の特性やニーズに沿った柔軟な事業形態で展開可能な事業であり、障害者が地域で生活していく上で必要不可欠な事業となっている。また、移動支援事業や日常生活用具給付等事業など今後も大きな需要が見込まれる事業が含まれている。

## ■ 効果等

- 新たな障害者制度への円滑な移行
- 地域生活支援事業の安定した運営及び事業の推進



## 総合的な自立支援システムの構築



## 地域生活支援事業の大まかな財政状況 (単位：百万円)

| 国庫補助対象経費    | 21年度予算 | 22年度予算 |
|-------------|--------|--------|
| 相談支援        | 134    | 162    |
| コミュニケーション支援 | 11     | 16     |
| 日常生活用具      | 255    | 249    |
| 移動支援        | 210    | 254    |
| 地域活動支援センター  | 141    | 115    |
| 発達障害者支援センター | 68     | 63     |
| その他の事業      | 255    | 306    |
| 合 計         | 1,074  | 1,165  |
| 国庫補助所要額     | 537    | 583    |
| 国庫補助確定額     | 399    | —      |

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2654

# 成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

## ■ 要請事項

- 1 川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

## ■ 要請の背景

- 平成19年8月に自動車排出ガスなどの大気汚染物質の排出をめぐる東京大気汚染訴訟が和解しました。和解に際し、東京都と国の間で政治決着が図られ、東京都が提案した都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が、公害健康被害予防事業基金から予防事業として60億円の助成を受け、平成20年に創設されました。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 国は、平成20年度に新たな事業として従来の公害健康被害予防事業に加えて、ぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設しました。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、自治体支援への公平性の観点からも国からの支援が必要と考えています。

## ■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 (単位：千円)

|      | H19 決算 | H20 決算 |
|------|--------|--------|
| 扶助費  | 40,318 | 56,121 |
| 助成経費 | 22,226 | 22,042 |
| 合計   | 62,544 | 78,163 |

※ 全額本市負担

## ■ 効果

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

# 気管支ぜん息医療費助成制度比較

## 対象疾病 気管支ぜん息

|       | 東京都 平成20年8月開始                                                                                                     | 川崎市 平成19年1月開始                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象地域  | 都内全域                                                                                                              | 市内全域                                                                                                |
| 対 象 者 | 対象疾病にかかっている18歳以上の者<br>東京都に引続き1年以上住所を有する者<br>喫煙者を除く<br>医療保険各法により、医療に関する給付が行われる者<br>公健法・都条例等による認定者を除く               | 対象疾病にかかっている20歳以上の者<br>川崎市に引続き3年以上住所を有する者<br>喫煙者を除く<br>医療保険各法により、医療に関する給付が行われる者<br>公健法・市条例等による認定者を除く |
| 審 査   | 認定審査を実施                                                                                                           | 認定審査を実施                                                                                             |
| 助成範囲  | 本人負担分を全額助成<br>(所得制限無し)                                                                                            | 本人負担分の一部を助成<br>(所得制限無し)                                                                             |
| 財 源   | 助成総額<br>約40億円/年 (5年で200億円)<br>※制度運営費含まず                                                                           | 経費総額<br>約1億3千7百万円/年<br>※制度運営費含む                                                                     |
| 財源負担  | 都 (1/3)、国 (1/3)、<br>首都高 (1/6)、メーカー (1/6)                                                                          | 市の全額負担                                                                                              |
| 助成期間  | 20年から5年間<br>(5年後に検証、見直しを実施)<br><br>※検証事項<br>①大気汚染の改善状況と患者発生状況<br>②医療・保険制度等の社会状況<br>③環境省の「そらプロジェクト」による疫学調査報告 (H22) | 定めはなし                                                                                               |

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療部環境保健課 TEL044-200-2435

# 小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業、NICU及び総合周産期母子医療センターの運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、診療報酬をさらに大幅に引き上げるとともに、算定対象を拡大し、実態に即した適正な評価を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 川崎市では、従来の休日急患診療所の診療に加え、平成14年度から市内南北2か所に小児急病センターを開設し対応しています。また、重篤な患者への対応については、総合周産期母子医療センターの整備など、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保しなくてはなりません。小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐため、本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。

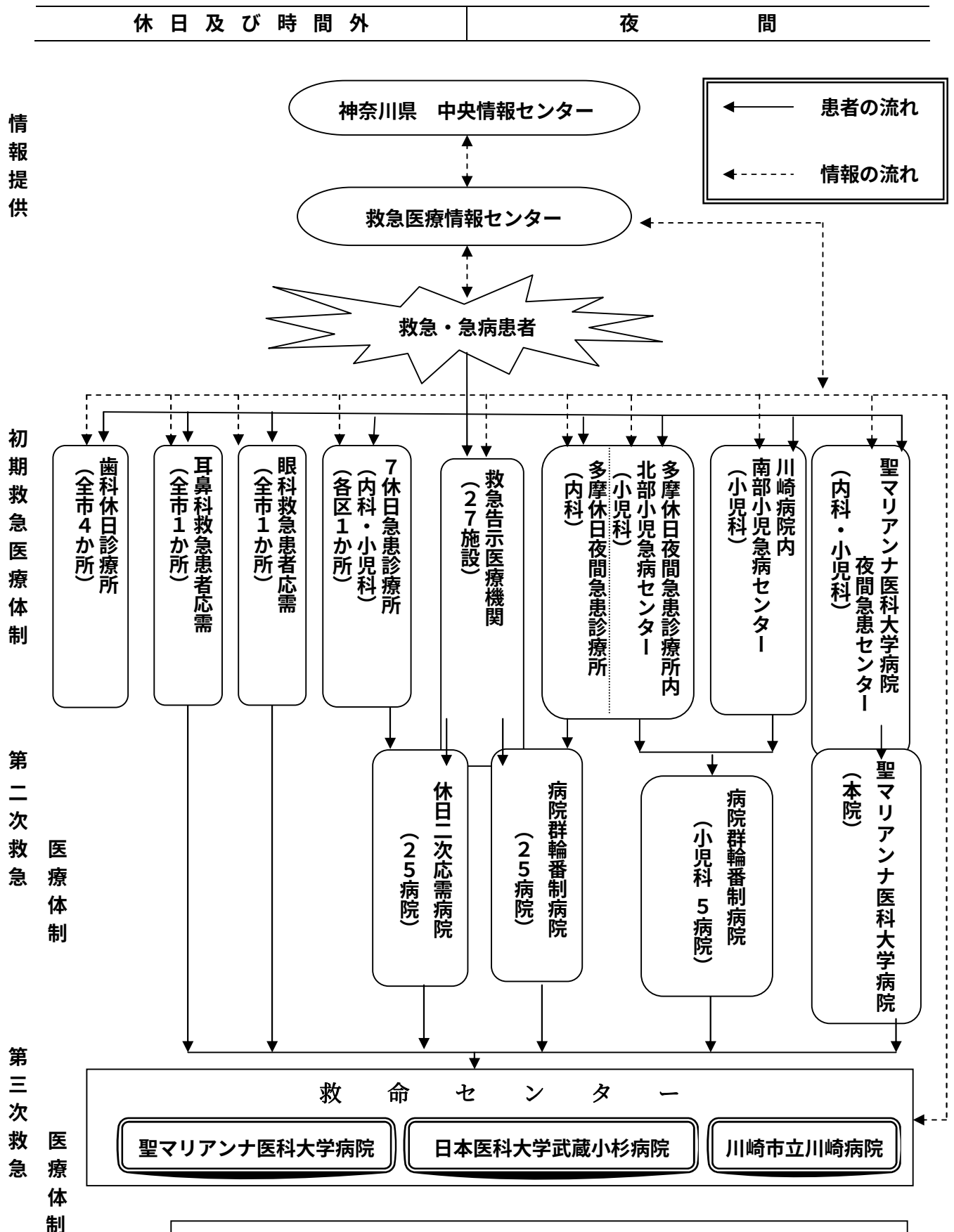
## ■ 費用

(単位：千円)

| 平成22年度予算      | 総事業費    | 財 源                                       |
|---------------|---------|-------------------------------------------|
| 小児救急医療関係事業    | 333,800 | 国庫補助金 15,863、県補助金 20,893、<br>一般財源 297,044 |
| 市立病院の小児救急医療経費 | 97,548  | 医業収益 38,942 一般会計繰入金 58,606                |

# 川崎市救急医療体制体系図

(H22.4.1現在)



この要請文の担当課／健康福祉局保健医療部地域医療課 TEL 044-200-2426

# 予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 定期予防接種と比べて、市民の経済的負担が大きく、被害救済制度が十分でない任意予防接種について、早期に定期予防接種とすること。
- 2 定期予防接種となった場合、地方自治体の負担を軽減するために、予防接種制度の抜本的改革を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 予防接種は、予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与しています。
- 現在、予防接種法に基づき実施されているものは、定期予防接種と呼ばれ、ジフテリア・百日せき・破傷風（DPT）、麻しん・風しん（MR）、日本脳炎、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核（BCG）、高齢者インフルエンザがあり、全額公費負担（インフルエンザのみ一部自己負担あり）で受けることができます。
- 予防接種法に基づかない予防接種は、任意予防接種と呼ばれ、一部助成制度を導入する自治体もありますが、原則として全額自己負担で受けなければなりません。
- 平成21年12月より、厚生労働省において任意予防接種である、Hib、肺炎球菌、水痘、ヒトパピローマウィルス（HPV）等の取扱いやあり方が検討されており、定期予防接種となった場合には、地方自治体の負担の増加が見込まれます。

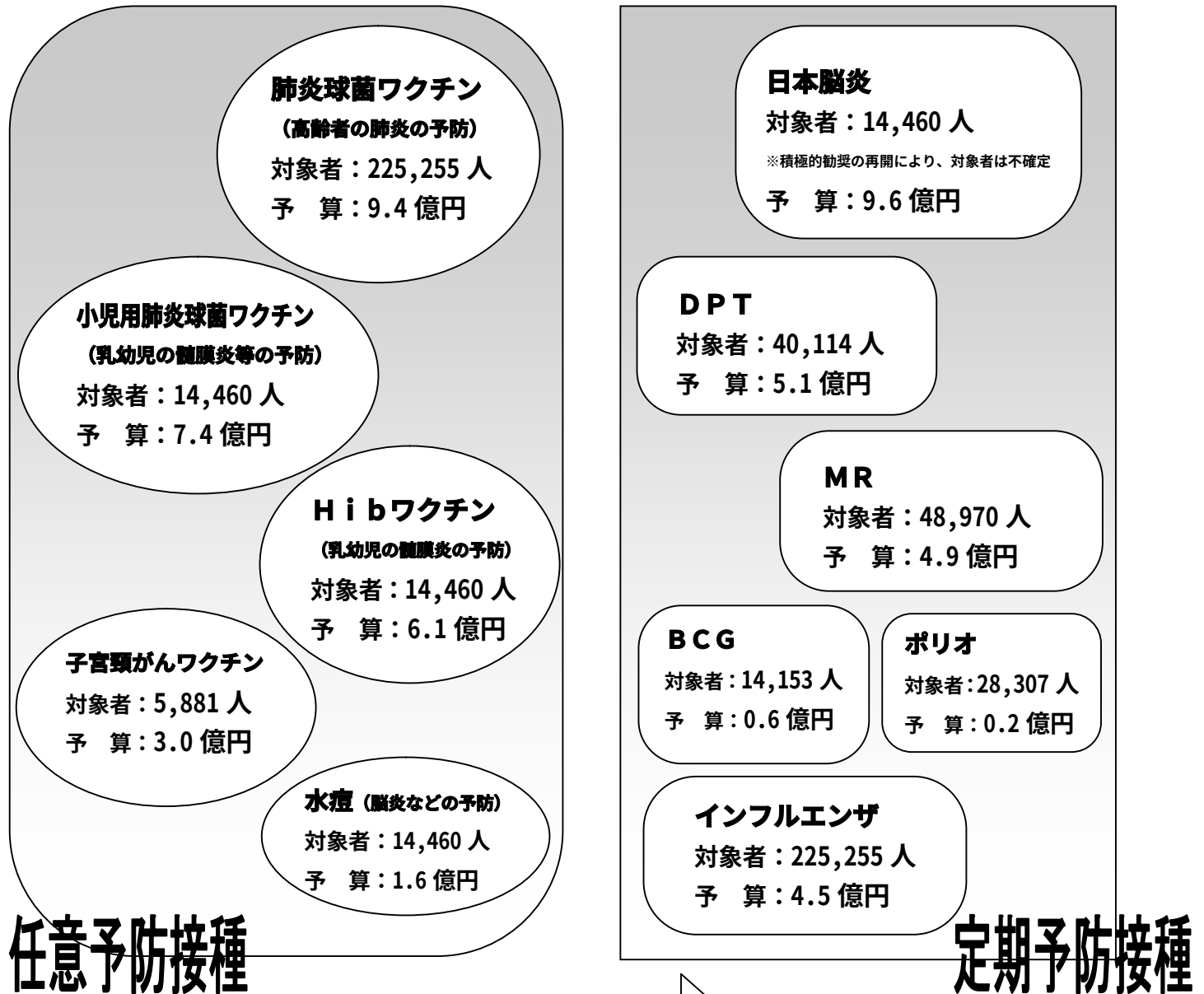
## ■ 費用

（単位：千円）

|        |        |           |
|--------|--------|-----------|
| 任意予防接種 | 予想経費   | 2,713,843 |
| 定期予防接種 | H22 予算 | 2,456,197 |

※ 国費なし

# 予防接種事業の財政負担



**28億円**

定期化へ！

**25億円**

**53億円**

※全てを定期予防接種とした場合の、  
地方自治体負担額

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担軽減は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

# 妊婦健康診査事業について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 妊婦の健康管理の充実を図り、安心・安全な出産を確保する施策を推進することは国の責務である。妊婦健康診査の重要性、必要性等を考慮して、市町村が、中長期的に妊婦健康診査の公費負担を円滑に事業継続していくことができるよう、国は平成23年度以降も必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 妊婦健康診査事業については、平成21年4月から妊婦一人あたりの助成回数を従来の5回から14回へと拡充し、拡充した9回分の費用負担については、その2分の1が国の交付金として、県の設置した基金を通じて市町村に交付される流れとなっています。
- この交付金による財政措置は、平成22年度までの時限措置となっており、平成23年度以降の見通しについて国は未だ明確な方向性を示していません。
- 事業の実施主体である市町村としては、いったん助成の拡充を実施した以上、平成23年度以降も制度の維持を行わざるを得ず、厳しい財政状況の中で必要な財源の確保に大きな不安を抱きつつ、国の動向を見守っている状況です。

## ■ 費用

- 平成22年度妊婦健康診査事業委託・扶助費予算額  
約14.2億円（県補助 約5.2億円）

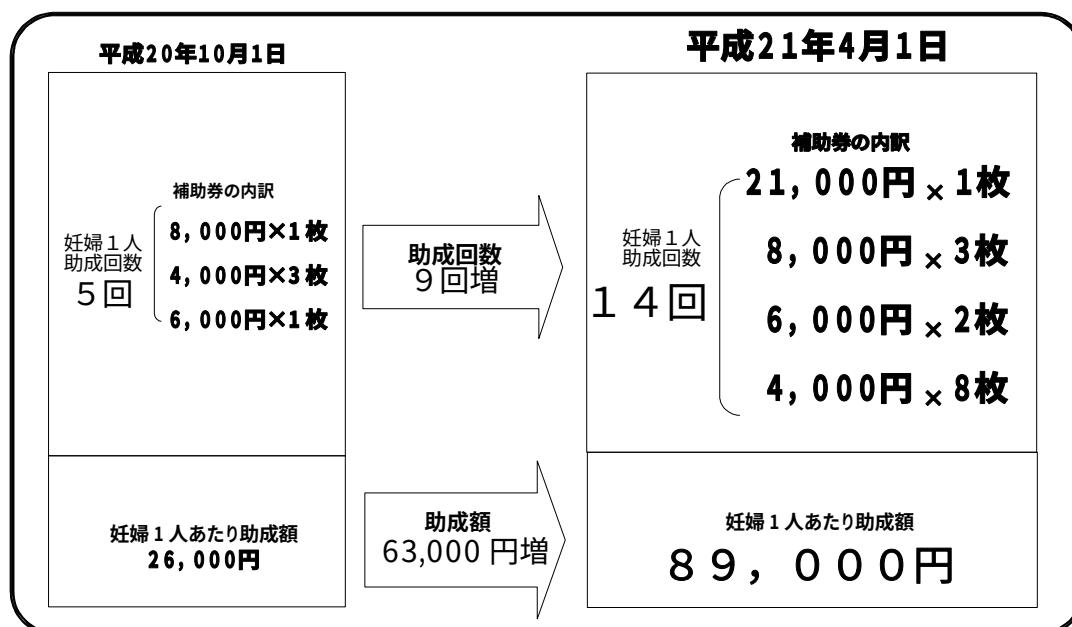
## ■ 効果等

- 妊婦の経済的負担を軽減し、健診の受診を促進することによる、母体及び胎児の健康管理の向上
- 健診を受診せずに出産に至る「飛び込み出産」の防止



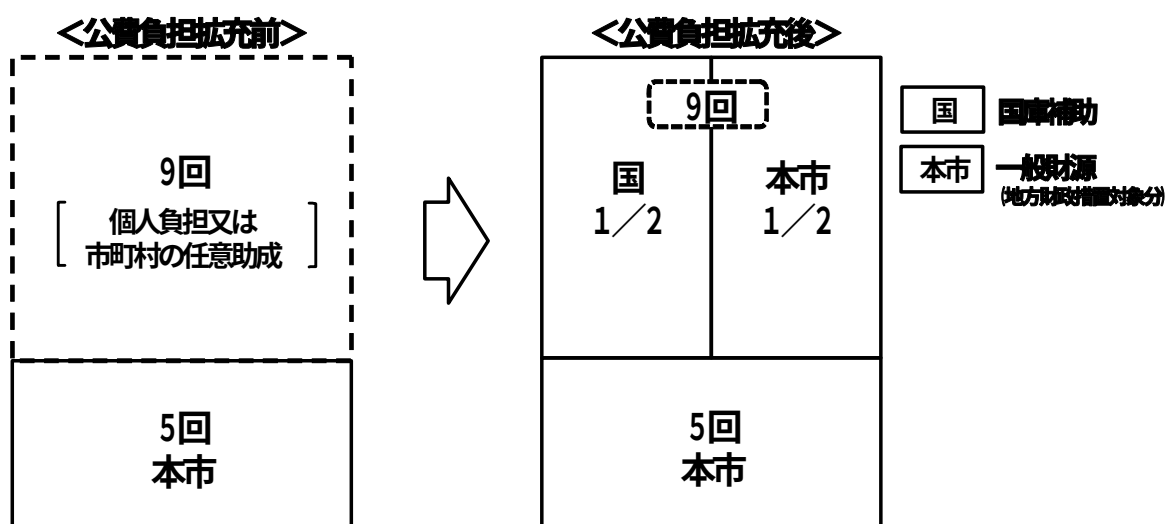
## ●平成21年度妊婦健康診査事業の制度変更内容

健診費用の心配をせずに必要な回数の妊婦健診を受けられるよう、平成21年4月から公費負担回数を従来の5回から14回へと9回分の拡充を実施。



## ◎助成拡充に係る財源について

平成22年度までの間、国が国庫補助（1/2）と地方財政措置（1/2）により支援。



# ホームレスの自立支援について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 特別措置法及び国の基本方針を踏まえ、ホームレスの自立支援施策を着実に推進できるよう、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を背景として、ホームレスに対する支援は都市部を中心に喫緊の課題となっています。
- 本市においては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び国の基本方針を踏まえ、自立支援センター事業及び巡回相談事業の充実や民間団体との連携・協力により、ホームレスの個々の事情に対応したきめ細かな自立支援を図っています。しかしながら、ホームレスの多くが自立支援センター等の施設や生活保護等福祉制度の利用を拒否もしくは抵抗を感じている状況にあるなど、自立意欲の低下傾向が見受けられ、また一方で自立支援センター等を利用後に再び野宿生活に戻ってしまう者も多く見受けられる状況にあります。
- 国において、平成21年度から2年間の緊急特別対策事業として、ホームレス対策事業の拡充が図られたところでありますが、今後において、一層の効果的な事業展開を実施、継続していくにあたっては、現在のホームレス人数や施設定員による国庫補助基準額では不足が生じており、また、施設利用後のアフターケアを担うグループホーム型など一部の事業においては、国庫補助対象外とされており、市の財政的な負担を強いられているところであります。

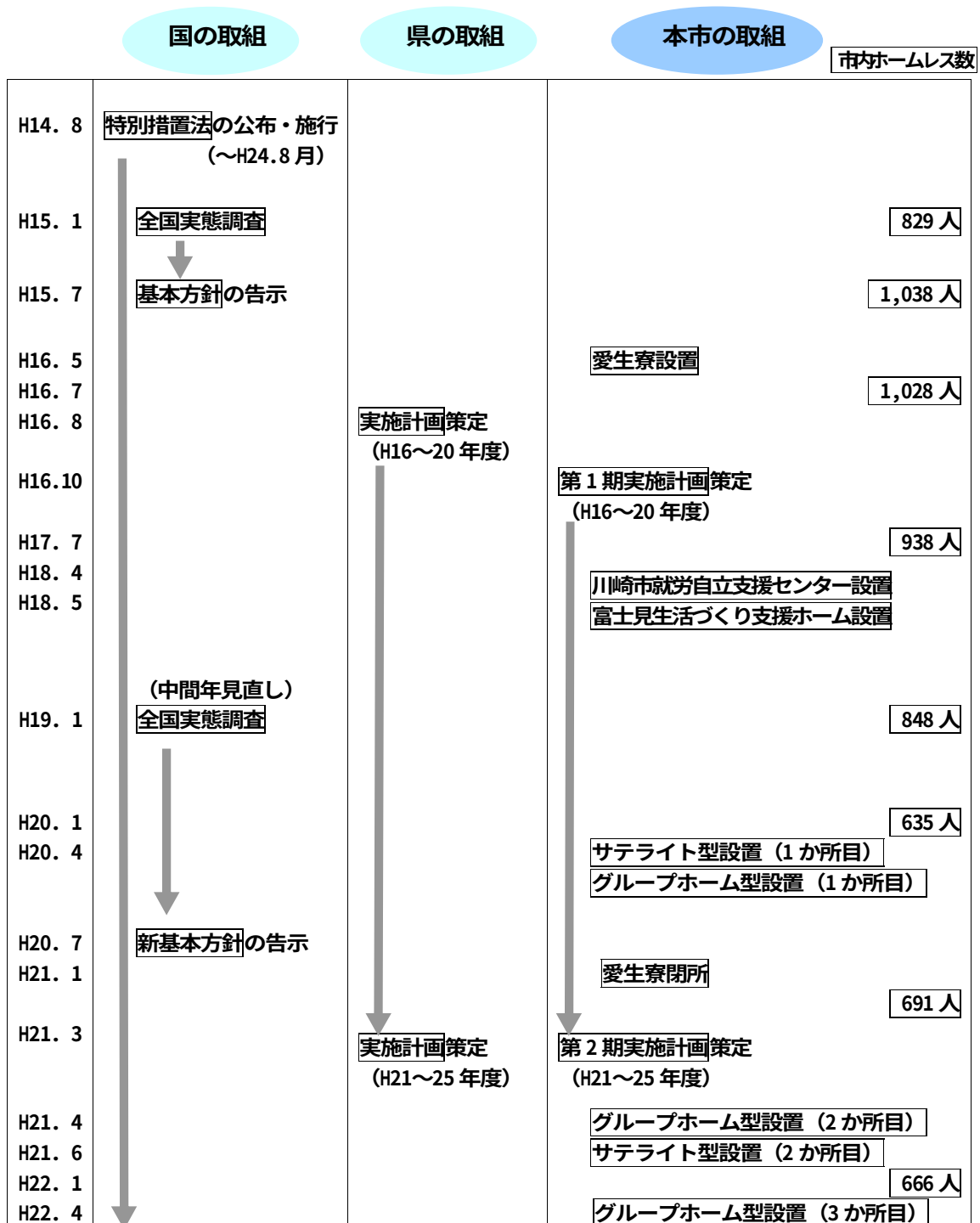
## ■ 費用

○ ホームレス自立支援対策関係予算額

(単位：千円)

|          | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 事業費      | 396,484  | 469,173  | 518,787  |
| うち国(県)負担 | 192,692  | 431,792  | 480,067  |
| うち市負担    | 203,792  | 37,381   | 38,720   |

## ホームレスの自立支援に関する取組



この要請文の担当課 / 健康福祉局地域福祉部地域福祉課 TEL 044-200-2625

# 近時の社会情勢の下での就労自立支援等について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 ボーダーライン層の就労自立に向けた生活支援策について、各貸付・給付制度の要件の緩和、貸付期間の延長、貸付額の増額等による制度の拡充など、支援の強化、充実を図るとともに、国民に対して十分かつ迅速な広報周知を図ること。
- 2 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を効果的に活用し、より一層雇用創出を促進する観点等から、事業実施要件の弾力化を図ること。

## ■ 要請の背景

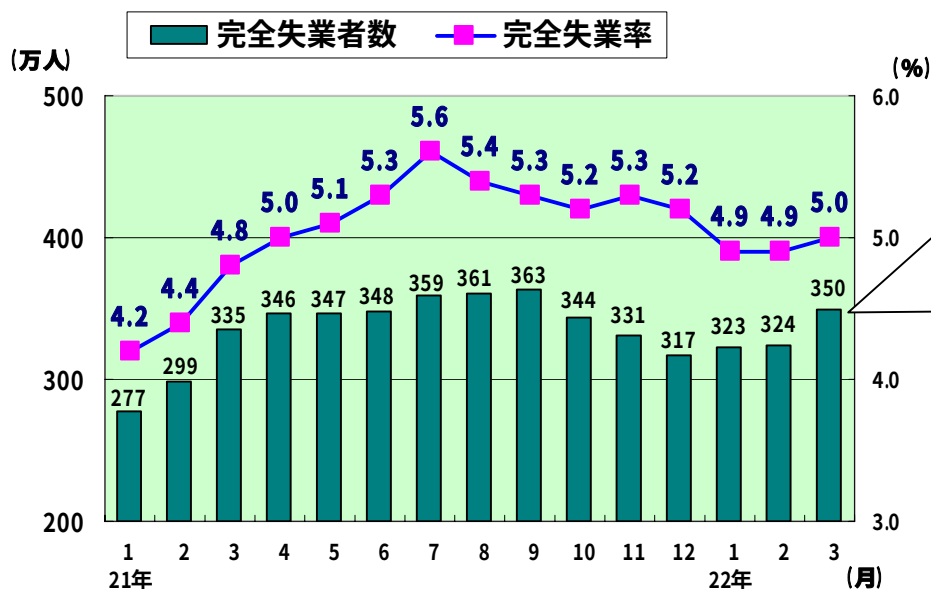
- 現下の雇用情勢は、完全失業率、完全失業者数、有効求人倍率などの雇用労働指標も十分に改善されておらず、依然として厳しい状況が続いています。
- 国では、平成21年度以降、失業者や不安定就労者に対する各種生活支援制度の創設や支援内容の拡充などの対策を講じているところですが、川崎市における生活保護費は、相談・申請件数とともに大幅に増加しており、ボーダーライン層の生活保護対象層への移行に対する十分な抑止効果が発揮されていない状況にあります。
- 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、新規雇用失業者の人件費比率の制約などの実施要件があるために、新たな事業が生み出しにくい状況となっています。

## ■ 効果等

- ボーダーライン層にある失業者や不安定就労者が、生活保護対象層に移行する前に、適切な支援制度等によって安定的に就労し、自立することで、自身が生きがいや豊かな生活を得るとともに、経済の活性化を促すことができます。
- 社会保障制度などのセーフティネットによって自立した者が、その支え手となることによって、相互扶助社会の持続的発展が可能となります。

## 1 完全失業者・完全失業率

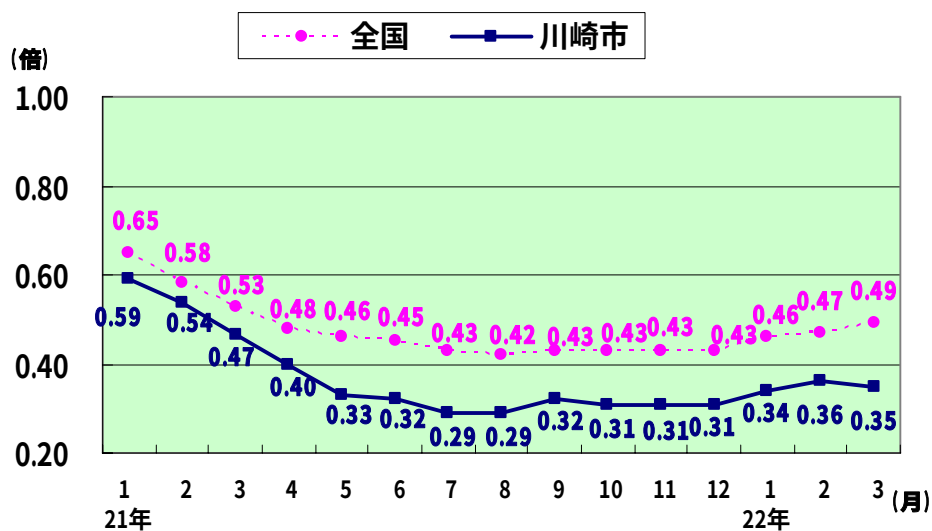
全国の月別推移 (平成21年1月～平成22年3月)



3月の完全失業者数は350万人と1年前に比べ15万人増加。  
完全失業率は昨年7月以降緩やかに低下しているが、依然高い水準。

## 2 有効求人倍率

有効求人倍率の推移 (平成21年1月～平成22年3月)



有効求人倍率は昨年8月を底に依然低い水準。  
本市については、全国平均を大きく下回る。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2278

# 景気対応緊急保証制度の期限延長及び信用保証協会への支援拡充について

【経済産業省】

## ■ 要請事項

- 1 中小企業の経営環境は依然として厳しく、景気対応緊急保証の期限（平成22年度末）の延長を行うこと。
- 2 保証債務残高の増加により、将来的に代位弁済の負担増加が見込まれる信用保証協会の経営安定に向けた支援の拡充を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 平成20年10月の緊急保証の実施以来、中小企業のセーフティネットとして大変多くの中小企業がこの保証を利用しています。
- 大企業を中心に業績回復の軌道上にあると言われているものの、中小企業の景況感は依然として厳しく、継続した資金繰り支援が必要です。
- 信用保証協会の保証債務残高が増加し、中小企業の業況が依然として厳しく、代位弁済の増加が懸念されており、信用保証協会の財務体質の強化が課題となっています。

## ■ 効果等

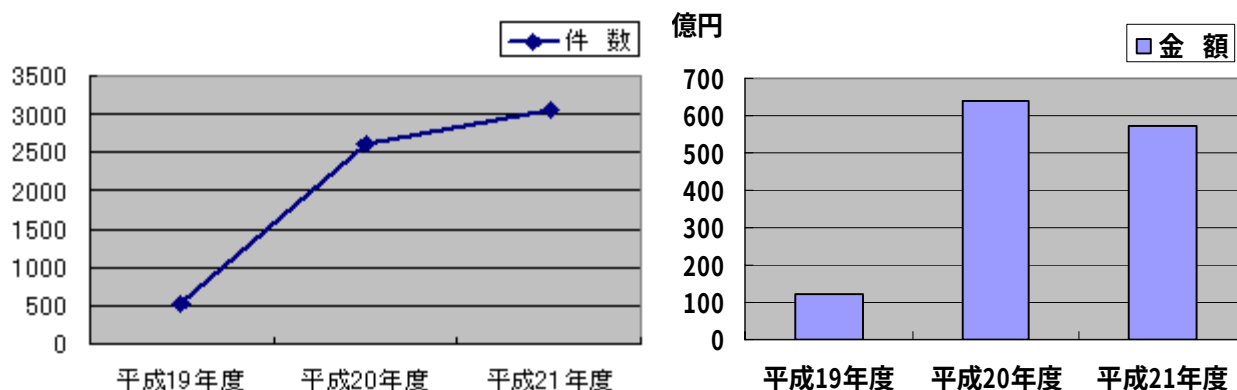
- 中小企業の資金繰りの円滑化が図られることにより、地域産業の活性化、雇用の安定が図られます。
- 信用補完制度の中心的な役割を担う信用保証協会の財務の健全化が図られることにより、中小企業への安定した金融支援を行うことができます。

# 川崎市中小企業融資制度 経営安定資金(不況対策資金)の実績表

－景気対応緊急保証を活用した資金－

(単位：件、千円)

|    | 平成19年度     | 平成20年度     | 平成21年度     |
|----|------------|------------|------------|
| 件数 | 525        | 2,621      | 3,051      |
| 金額 | 12,042,900 | 63,909,178 | 57,087,004 |

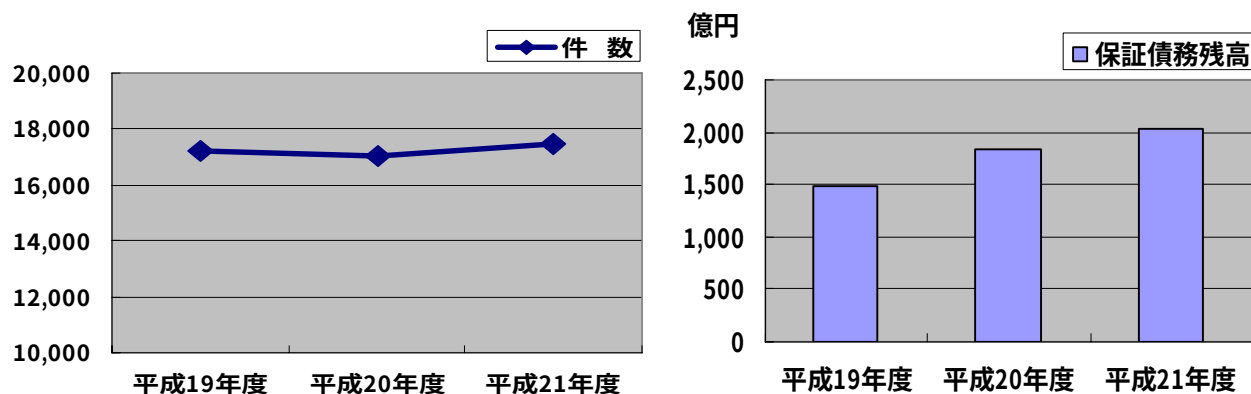


## 川崎市信用保証協会の保証債務残高

川崎市信用保証協会の保証債務残高（現在、保証している額）は、平成20年10月末に始まった「緊急保証制度」により増加傾向にある。

(単位：件、千円)

|        | 平成19年度      | 平成20年度      | 平成21年度      |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 件数     | 17,238      | 17,042      | 17,477      |
| 保証債務残高 | 149,362,511 | 184,052,367 | 202,605,062 |



この要請文の担当課 / 経済労働局産業振興部金融課 TEL 044-544-1845





## 教 育 ・ 青 少 年 施 策 の 推 進

# 全児童を対象とした放課後児童健全育成事業 について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

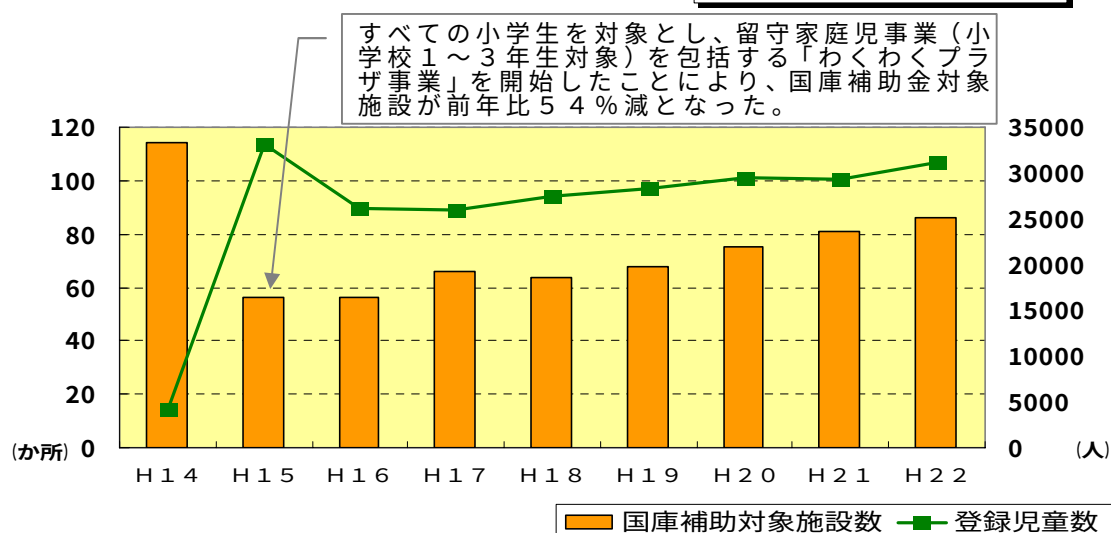
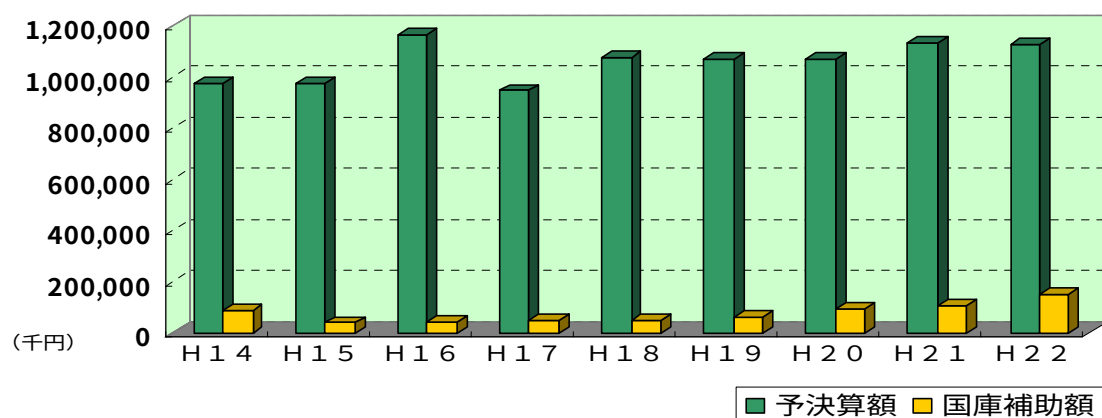
- 1 本市の「わくわくプラザ事業」は、国に先駆けて平成15年4月から全児童を対象とし、「放課後子どもプラン」の目的である、子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進してきたものであり、放課後児童健全育成事業を包括していることから、国庫補助制度の要件を緩和し、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 少子化や核家族化の進行、就労形態の変化、都市化による地域の人間関係の希薄化の進行などを背景として、放課後、児童が安全かつ安心して過ごすことができる環境の整備を重要な課題と考えます。
- 国においても、厚生労働省、文部科学省連携の下、総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」の推進を図っているところでありますが、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る要件は、これまでと同様に留守家庭児のみを対象としており、すべての児童を対象としておりません。すべての児童を対象とした事業を併せて行う場合には留守家庭児のために間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならないとの要件があるため、「わくわくプラザ事業」において、この要件を満たさない場合は補助金の対象外となる施設があります。
- 近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化していく中で、特に都市部における放課後対策は、留守家庭児のみを対象とした事業だけでは不十分であり、すべての小学生を対象としてその健全な育成を図るべきであるため、地域の実情を十分に考慮した実施形態を幅広く認め、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る取扱いの緩和を図る必要があります。

# わくわくプラザ事業とは・・・

放課後の子ども達の居場所づくり事業として、小学校の施設を活用しています。放課後にランドセルを背負ったままわくわくプラザ室へ行き、集まった友達と校庭や体育館で遊んだり、室内で工作や宿題をしたりして、仲間作りをします。



この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課 TEL 044-200-2668

# 義務教育施設の整備推進について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 校舎等老朽化対策事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 3 校舎等質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 4 校舎等新增築に必要となる学校用地取得について、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

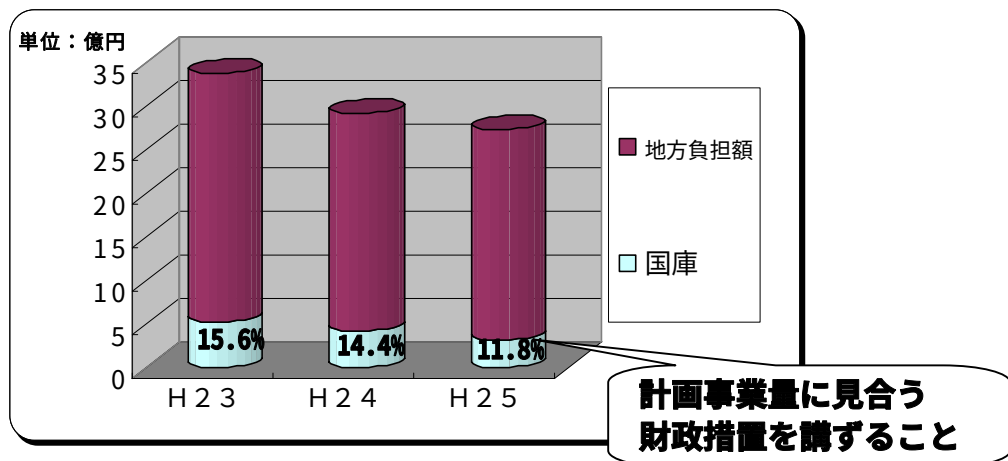
- 義務教育施設は、児童生徒の教育活動の拠点であり、かつ地域の防災拠点、地域住民にとっての学習活動等の場となっていることから、川崎市では、児童生徒等の安全確保を最優先の課題として耐震対策に取り組んできた結果、単独の耐震補強は平成20年度をもって完了し、残る棟については、平成22年度に着手する部分改築を含む大規模改修の手法により、耐震化を完了する予定です。耐震化完了後は、深刻化する校舎の老朽化や新たな課題となっている児童生徒の急増に適切に対応する必要があります。
- 本市の既存学校施設は、約7割が建築後20年を経過していることから、老朽施設の機能改善を図りつつ教育内容・教育方法等の変化やバリアフリー化等に適切に対応するため、教育環境の質的な向上を図ることが必要です。そのため、学校トイレ環境整備、エレベータ設置、窓アルミサッシ化等の質的整備を進めるとともに、耐震補強が完了した校舎の老朽化対策を進めることとしています。
- 大規模な住宅開発等に伴う児童生徒の増加により生じる教室不足等に適切に対応することにより、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図る必要があることから、必要に応じて学校用地を取得し、校舎の新增築整備を進めることとしています。

## ■ 費用

### ○ 平成23年度事業費

- ・ 耐震化事業                      2校   事業費   約15.5億円    (国費   約1.7億円)
- ・ 質的整備事業                  31校   事業費   約18.3億円    (国費   約3.5億円)

【平成23年度以降の主な取組み】



耐震化事業計画

○大規模改修

| 学校名            | 事業年度      | 概算国庫支出金額                |
|----------------|-----------|-------------------------|
| 旭町小学校<br>東菅小学校 | 平成22～24年度 | 約4.4億円<br>(23年度 約1.7億円) |

質的整備事業計画

○学校トイレ環境整備

| 校種         | 学校数 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|------------|-----|------|----------|
| 小学校<br>中学校 | 32校 | 23年度 | 約2.7億円   |

○エレベータ設置

| 校種         | 学校数 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|------------|-----|------|----------|
| 小学校<br>中学校 | 5校  | 23年度 | 約0.2億円   |

○窓アルミサッシ化

| 校種         | 学校数 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|------------|-----|------|----------|
| 小学校<br>中学校 | 4校  | 23年度 | 約0.6億円   |

老朽化対策事業計画

○耐震化完了後の学校施設の改修

| 校種         | 学校数 | 事業年度      | 概算国庫支出金額                |
|------------|-----|-----------|-------------------------|
| 小学校<br>中学校 | 2校  | 平成24～25年度 | 約3.4億円<br>(24年度 約1.0億円) |

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

| 学校名     | 事業年度      | 概算国庫支出金額                |
|---------|-----------|-------------------------|
| はるひ野小学校 | 平成24～25年度 | 約1.4億円<br>(24年度 約0.6億円) |

この要請文の担当課 / 教育委員会 教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

平成 23 年度  
**国の予算編成に対する要請書**

平成 22 年 6 月 発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183